

OKI *Open up your dreams*

第102回

定時株主総会招集ご通知



招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。



<https://p.sokai.jp/6703/>

■ 日時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

郵送およびインターネット等による議決権行使期限
2026年6月23日（火曜日）午後5時15分まで

■ 場所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル
2階 「プロビデンスホール」

お土産のご用意はございません。

沖電気工業株式会社

証券コード 6703

株主のみなさまへ



株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第102回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

OKIは1881年の創業以来、情報通信機器企業として幾度もの環境変化を乗り越え、当社の強みである技術力と人財を活かし、社会インフラを支えてきました。

中期経営計画2025の最終年度となる2025年度は、前年度までの特需の剥落等により売上高が一部影響を受けましたが、業績は堅調に推移し、更には2025年10月に実施したプリンターの開発・生産機能のエトリア社への統合に伴う特別利益を計上したことにより、当期純利益は前期比で大幅な増益となりました。売上高は4,216億円、営業利益は188億円、ROE13.2%、自己資本比率40.5%となり、中期経営計画2025で公表した目標を概ね達成いたしました。こうした状況を踏まえ、当期の期末配当は1株につき前期より20円増配の65円を提案いたします。

OKIは2026年度から、2031年度までの6ヶ年にわたる経営計画2031をスタートしました。経営計画2031の実行にあたり、新しいOKIを社内外のステークホルダーに発信するため、創業者の思いに立ち返り、企業理念をPurpose、Vision、Value、OKI Spiritの4つに整理し、再制定いたしました。この新たな企業理念を当社の進むべき未来の羅針盤とし、知的資本経営の実践に基づく取り組みを通じて、社会価値を創出し続けてまいります。

株主のみなさまには、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員
CEO

森 孝廣

中期経営計画2025の振り返り

中計2025テーマ

- (1) FY19水準へ業績回復し、棄損した財務基盤を回復
- (2) FY26以降の将来事業の創出

(単位：億円)		2022年度 実績	中期経営計画 経営目標	2024年度 実績	2025年度 実績
成長性	売上高	3,691	4,500	4,525	4,216
	営業利益	24	180	186	188
	当期純利益	△28	100	125	215
収益性	営業利益率	1%	4%	4%	4.5%
財務健全性	自己資本比率	25%	30%	35%	40.5%
資本効率性	ROE 一過性要因 ^{※1} を除く	△3%	8%	9%	13% (10%)
株主還元	配当性向	—	30%以上	31%	26%

成長への舵切り 1st STAGE

1. 事業ポートフォリオの見直し

- ・ プリンタ開発生産機能のエトリア社統合
- ・ 小型モーター事業譲渡
- ・ FPT社との戦略的パートナーシップ契約

2. 営・技・生の機能強化

- ・ グローバルR&D拠点開設
- ・ ATM^{※2}海外生産強化（ベトナム・インド）

3. 将来事業の創出

- ・ ISO56001/56002認証取得
- ・ CFB^{※3}技術のビジネス化（半導体市場）

4. 財務基盤改善と効果的な投資

- ・ 売上高・営業利益ともにFY19水準へ回復
- ・ 自己資本比率・ROE改善

5. サステナビリティ経営の実践

- ・ 環境関連目標の達成
- ・ 女性管理職比率目標の達成

(※1) 一過性要因（エトリア社参画に伴う特別利益）を除いた実質的な数値

(※2) ATM：Automatic Teller Machine

(※3) CFB：Crystal Film Bonding

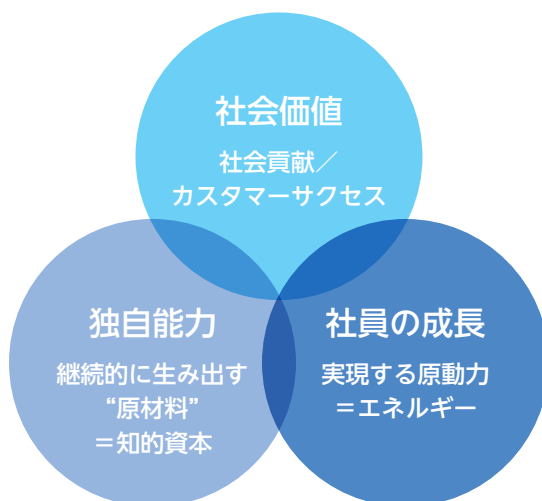
経営計画2031の概要

OKIは、2026年度から2031年度までの計画期間を6ヶ年とする経営計画2031を策定しました。

企業理念 (Purpose / Vision / Value)

経営計画2031の実行にあたり、新しいOKIを社内外のステークホルダーに発信するため、企業理念をPurpose、Vision、Value、OKI Spiritの4つに整理し、再制定しました。新たな企業理念を当社の進むべき未来の羅針盤として、「社会価値」・「独自能力」・「社員の成長」に拘り、好循環しながら成長する会社にしていきます。

Purpose	進取の精神をもって、社会の大丈夫を創っていく。
Vision	人と技術で価値を創造する「未来デザイナー」となる。
Value	誠実 ⁺
OKI Spirit	『自己の運命を開拓せん』



経営計画2031 骨子

経営計画2031の6ヶ年のうち前半の3年間は、事業成長と更なる構造改革を同時に進め、成長基盤を強固にする期間とし、後半の3年間は、その土台を活かして成果を出す期間と位置付けて、変革を進めてまいります。

成長への舵切り 1st STAGE

テーマ

- (1) FY19水準へ業績回復し、
棄損した財務基盤を回復
- (2) FY26以降の将来事業の創出

	2022年度 実績	2025年度 実績
格付	BBB	
売上高	3,691億円	4,216億円
営業利益率	1%	4.5%
ROE	△3%	10%*
自己資本比率	25%	40.5%
配当性向	—	26%

(※) 一過性要因（エトリア社参画に伴う特別利益）を除いた実質的な数値

成長への舵切り 2nd STAGE

テーマ

知的資本経営の実践

(理念浸透×戦略高度化×実行力強化)

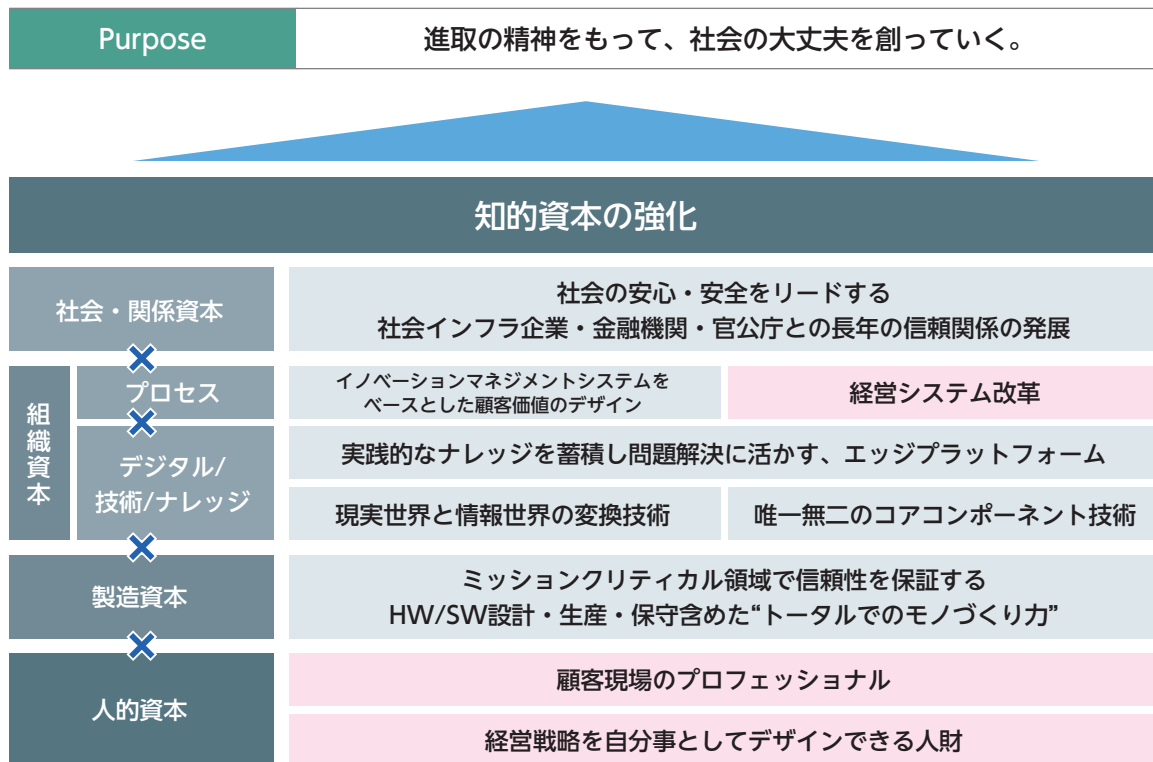
- (1) 価値創造モデル
- (2) 事業戦略
- (3) 経営システム改革
- (4) 人財投資

OKI創業150周年 FY31目標	
格付	A
売上高	6,000億円以上
営業利益率	7%以上
ROE	10%以上
自己資本比率	40%以上
配当性向	35%以上

Ⅰ 価値創造モデル

当社は、保有する知的資本（特徴・独自性）を個々に強化しながら、有機的に統合・活用することにより持続的な企業価値向上を目指してまいります。

OKI独自の知的資本を強化し、社会価値を創出



(※) 自然資本は社会・関係資本及び製造資本に含む (※) HW/SW : Hardware/Software

経営計画2031の詳細は、当社ウェブサイトをご参照ください。
<https://www.oki.com/global/ja/ir/corporate/strategy/index.html>





財務ハイライトは
こちらをご覧ください

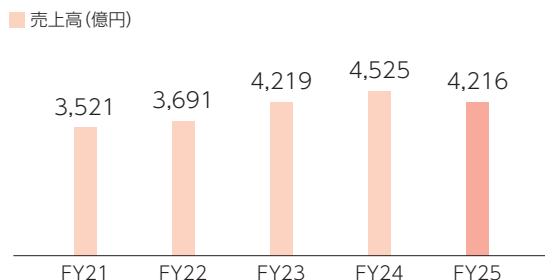
2026年3月期決算情報

<https://www.oki.com/global/ja/ir/data/slide/>



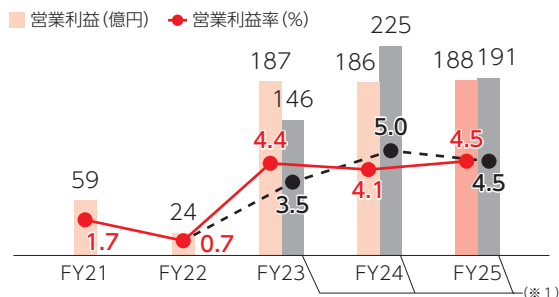
売上高

4,216億円



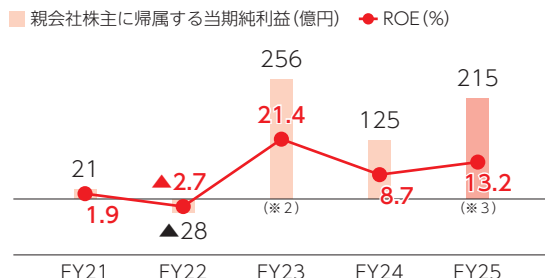
営業利益

188億円



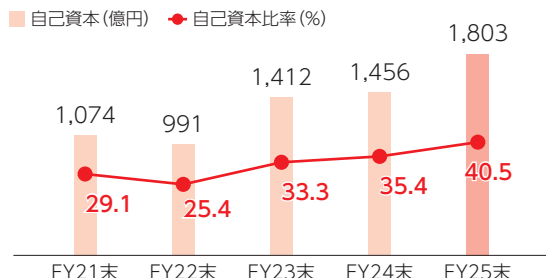
ROE

13.2%



自己資本比率

40.5%



※1 一過性要因 (中国ATM案件の売上債権に係る貸倒引当金) を除いた実質的な事業収益の状況

※2 一過性要因 (法人税等調整額110億円、※1の貸倒引当金41億円) を除いた場合、当期純利益105億円、ROE9.4%

※3 一過性要因 (エトリア社参画に伴う特別利益51億円) を除いた場合、当期純利益164億円、ROE10.1%

(証券コード 6703)
(発送日)2026年6月8日
(電子提供措置の開始日)2026年5月29日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社
代表取締役 森 孝廣
社長執行役員

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「2026年第102回定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.oki.com/global/ja/ir/stock/meeting/>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6703/teiji/>



当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネット等または書面による議決権行使の詳細は9・10頁をご参照ください。

敬具

記

日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
場 所	東京プリンスホテル 2階「プロビデンスホール」 東京都港区芝公園三丁目3番1号
目的事項	報告事項 1. 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件

招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。
なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

事業報告	従業員の状況、主要な借入先の状況、その他OKIグループの現況に関する重要な事項、会社の株式に関する事項、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制および方針
連結計算書類	連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
計算書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
監査報告書	連結計算書類を含む会計監査人および監査役会の監査報告書

- (2) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案につき賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (4) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

以上

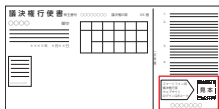
事前質問受付のご案内

本総会の目的事項につきまして、「スマートSR」サイトにて事前質問の受付をさせていただきます。頂戴しましたご質問の中で、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本総会にてご回答させていただきます。

受付期限 2026年6月16日（火）午後5時15分まで

スマートフォン・タブレット端末等で入力する場合

1. 議決権行使書副票（右側）に記載されたQRコードを読み取ってください。
2. 「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」をタップしてください。



PC等で入力する場合

1. 以下のURLより議決権行使書副票の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力の上、「スマートSR」へログインしてください。
【スマートSR】URL
<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>
2. 「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」ボタンをクリックしてください。

※ご質問は本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただき、株主様お一人につき3問まで、1問あたり200文字以内で簡潔にお願いいたします。

※事前質問の中で本総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます、承ったすべてのご質問に対する回答をお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主のみなさまの大切な権利です。

以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

郵送による議決権の行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。



行使期限

2026年 **6月23日(火曜日)**
午後5時15分 **必着**

インターネット等による議決権の行使

詳細は次頁をご覧ください



行使期限

2026年 **6月23日(火曜日)**
午後5時15分 **まで**

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



株主総会開催日時

2026年 **6月24日(水曜日)**
午前10時(受付午前9時30分開始)

議決権行使書のご記入方法のご案内

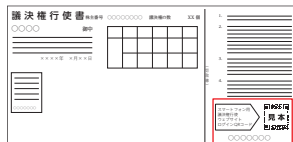
議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX股 印中 ○○○○○ ○○○○○		ここに、各議案の賛否をご記入ください。
		1. 議案1 2. 議案2 3. 議案3 4. 議案4
第1号議案及び第2号議案		第3号議案
賛成の場合 「賛」の欄に○印	反対の場合 「否」の欄に○印	全員賛成の場合 「賛」の欄に○印 全員反対の場合 「否」の欄に○印
一部の候補者に反対の場合 「賛」の欄に○印をし、右欄に反対の候補者の番号をご記入ください。		

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

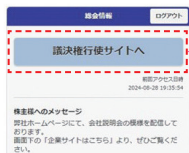
スマートフォンでログインQRコードを
読み取る方法「スマートSR」



1. スマートフォンでの議決権行使は、「議決権行使コード」「パスワード」の入力が不要です。議決権行使書副票（右側）に記載されたQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「議決権行使サイトへ」
をタップ

「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。
2回目以降のログインの際は、右記のご案内に従って
ログインしてください。

議決権行使コード・パスワードを
入力する方法



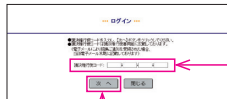
議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。




「初期パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 午前9時～午後9時)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および次期（2026年度）の業績見込み、ならびに財務状況等を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式 1株につき金65円 配当総額 5,638,493,575円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月25日

【ご参考】 配当政策

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つとして位置づけています。

配当については、安定的な配当の継続を基本としながら、業績および将来の成長に不可欠な投資（設備投資、研究開発投資、人的資本投資）を踏まえたキャッシュフローの状況、内部留保の水準を総合的に勘案した上で配当金額を決定することとしております。今後とも財務基盤の強化を図りつつ、株主利益の増大に努めます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

2031年に創業150年を迎える当社は、大きな転換期にあります。

当社は、これまで大切にしてきた伝統を受け継ぎながらも、これからの時代にふさわしい新たな価値を創造し、持続的な企業価値向上を実現していくという意味を示すため、商号を「沖電気工業株式会社」から「株式会社OKI」へ変更することといたしました。

その理由は、主として以下のとおりです。

- ・ものづくり企業としての強みを持ちながら、事業領域をサービスを含むソリューション分野へと拡大していること。
- ・今後、海外展開を再び強化していくにあたり、呼称およびブランドの統一を進めること。
- ・経営計画2031の開始にあたり、社員の意識変革を促すこと。

今回の商号変更を契機として、当社は、ステークホルダーの皆様から、より一層信頼され、愛され続ける企業となることを目指してまいります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条 (商 号) 当社は、 <u>沖電気工業株式会社</u> と称し、英文では <u>Ok i E l e c t r i c I n d u s t r y C o m p a n y , L i m i t e d</u> と表示する。 (新 設)	第1章 総 則 第1条 (商 号) 当社は、 <u>株式会社OKI</u> と称し、英文では <u>OK I C o . , L t d .</u> と表示する。 (附 則) <u>1.定款第1条の変更は、2027年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。取締役候補者は、人事・報酬諮問委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものです。

(ご参考)

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位	取締役在任年数 (本総会終結時)	
1	再任	 <small>もり たかひろ</small> 森 孝廣	代表取締役社長執行役員	4年	
2	再任	 <small>てらもと ていじ</small> 寺本 禎治	代表取締役副社長執行役員	3年	
3	再任	 <small>かたぎり ゆういちろう</small> 片桐 勇一郎	取締役専務執行役員	2年	
4	再任	 <small>かとう よういち</small> 加藤 洋一	取締役常務執行役員	1年	
5	再任	 <small>さいとう たもつ</small> 斎藤 保	独立社外取締役	8年	社外 独立
6	再任	 <small>き がわ まこと</small> 木川 眞	独立社外取締役	7年	社外 独立
7	再任	 <small>と お や ま りょうこ</small> 遠山 亮子	独立社外取締役	1年	社外 独立
8	新任	 <small>お ぜ き ゆきみ</small> 尾関 幸美	—	—	社外 独立

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員候補者

候補者
番号

1

もり たか ひろ
森 孝 廣

取締役在任年数	▶	4年(本総会終結時)
取締役会出席状況(当期)	▶	13回中13回(100%)
所有する当社株式の数	▶	普通株式 12,600株



(1964年8月29日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社
2006年11月	株式会社沖データ国内営業本部パートナー統括営業部長
2017年10月	同社取締役商品事業本部副本部長兼オフィスプリント事業部長
2019年4月	同社常務執行役員商品事業本部長
2019年10月	同社常務執行役員商品事業本部長兼国内営業本部長
2020年4月	同社代表取締役社長兼当社執行役員
2021年4月	執行役員コンポーネント&プラットフォーム事業本部ビジネスコラボレーション推進本部長
2022年4月	社長執行役員兼最高執行責任者
2022年6月	代表取締役社長執行役員兼最高執行責任者
2023年4月	代表取締役社長執行役員兼最高経営責任者
2026年4月	代表取締役社長執行役員 CEO(現任)

期待する知識・経験

- ・企業経営
- ・マーケティング
- ・技術・イノベーション
- ・ヒューマンリソース・マネジメント
- ・法務・リスク管理

取締役候補者とした理由

森孝廣氏は、これまでマーケティング部門、子会社経営を通じてプリンター事業を牽引してきた豊富な経験と実績を有しています。また、2022年6月から当社代表取締役社長執行役員を務め、当社の中長期的な成長戦略の実現に向け、当社の先頭に立って事業ポートフォリオの見直しや将来事業の創出に向けた各種施策への取り組み等を推進しています。

同氏の持つグループ全体を俯瞰した大局的な視点と企業変革を推進する高い戦略的思考スキルを取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の実効性の強化に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

てら もと てい じ

寺本 禎治

取締役在任年数

3年(本総会終結時)

取締役会出席状況(当期)

13回中13回(100%)

所有する当社株式の数

普通株式 7,000株



(1962年6月10日生)

再任

期待する知識・経験

- ・グローバル
- ・マーケティング
- ・財務・会計
- ・法務・リスク管理
- ・ヒューマンリソース・マネジメント

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行
- 2013年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ兼株式会社みずほ銀行執行役員投資銀行業務部長
- 2015年 4月 同社兼株式会社みずほ銀行常務執行役員欧州地域本部長
- 2017年 4月 同社常務執行役員兼株式会社みずほ銀行常務執行役員グローバルコーポレート部門長
- 2018年 4月 同社兼株式会社みずほ銀行専務執行役員米州地域本部長
- 2021年 7月 当社常務執行役員統合営業本部副本部長兼コンポーネント&プラットフォーム事業本部副本部長
- 2022年 4月 常務執行役員統合営業本部長、コンポーネント&プラットフォーム事業本部副本部長兼ビジネスコラボレーション推進本部長
- 2023年 4月 専務執行役員
- 2023年 6月 取締役専務執行役員
- 2024年 4月 代表取締役副社長執行役員、
コンプライアンス責任者、財務責任者、人事責任者、内部統制統括
- 2026年 4月 代表取締役副社長執行役員 CFO、CHRO(現任)

取締役候補者とした理由

寺本禎治氏は、金融機関において要職を歴任し、広範な金融知識と財務・資本戦略に関する高い専門性、グローバル経営に関する卓越した見識と経験を有しております。また、2024年度からは代表取締役副社長執行役員として、財務基盤の回復や経営システム改革への取り組み等を推進しています。

同氏の持つ国際的かつ大局的な視点と高い財務管理・リスク管理能力を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の実効性の強化に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

かた ぎり ゆう いち ろう

片桐 勇一郎

取締役在任年数 ▶ 2年 (本総会最終時)

取締役会出席状況 (当期) ▶ 13回中13回 (100%)

所有する当社株式の数 ▶ 普通株式 6,700株



(1961年8月9日生)

再任

期待する知識・経験

- ・マーケティング
- ・技術・イノベーション
- ・法務・リスク管理
- ・製造・SCM

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2000年 4月 システムソリューションカンパニー交通システム事業部 S E 部長
2008年 4月 情報通信グループ 情報システム事業グループ
システムソリューションカンパニー
官公ソリューション本部事業推進部長
2011年 4月 社会システム事業本部交通・防災システム事業部長
2015年 4月 執行役員、社会システム事業本部副本部長
兼次世代社会インフラ事業推進室長
2020年 4月 上席執行役員、ソリューションシステム事業本部副本部長
2022年 4月 常務執行役員、ソリューションシステム事業本部本部長
2023年 4月 常務執行役員、品質責任者、環境責任者、
建設業業務執行責任者 (現任)
株式会社OKIソフトウェア 代表取締役社長 (現任)
2024年 4月 専務執行役員
クロスインダストリー事業推進センター長
2024年 6月 取締役専務執行役員
2025年 4月 情報責任者
2026年 4月 取締役専務執行役員 CIO (現任)

取締役候補者とした理由

片桐勇一郎氏は、これまで社会インフラ・情報通信事業部門、ソフトウェア部門、子会社経営等を担当するなど、豊富な経験と実績を有しております。また、2024年度からは取締役専務執行役員として、主に経営システム改革への取り組み等を推進しています。

同氏の当社グループにおける業務経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の実効性の強化に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

かとう よういち
加藤 洋一

取締役在任年数	▶	1年(本総会終結時)
取締役会出席状況(当期)	▶	10回中10回(100%)
所有する当社株式の数	▶	普通株式1,900株



(1963年2月12日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社
2012年4月	社会システム事業本部ディフェンスシステム事業部技術第一部長
2015年4月	社会システム事業本部ディフェンスシステム事業部S E第一部長
2016年4月	情報通信事業本部ディフェンスシステム事業部長
2021年4月	執行役員ソリューションシステム事業本部特機システム事業部長
2022年4月	執行役員ソリューションシステム事業本部副本部長兼特機システム事業部長
2023年4月	上席執行役員特機システム事業部長
2025年4月	常務執行役員、技術責任者、技術本部長
2025年6月	取締役常務執行役員
2026年4月	取締役常務執行役員 CTO、技術本部長(現任)

期待する知識・経験

- ・技術・イノベーション
- ・グローバル
- ・製造・SCM

取締役候補者とした理由

加藤洋一氏は、これまで特機システム事業を牽引するなど、豊富な経験と実績を有しております。また、2025年度からは取締役常務執行役員として、主に技術戦略におけるグローバルオープンイノベーションや生成AI活用による次世代の価値創出への取り組み等を推進しています。

同氏の当社グループにおける業務経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の実効性の強化に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

さい とう たもつ

齋藤保

取締役在任年数 ▶ 8年(本総会終結時)

取締役会出席状況(当期) ▶ 13回中13回(100%)

所有する当社株式の数 ▶ 普通株式 8,600株



(1952年7月13日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年4月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社
2006年6月 同社執行役員航空宇宙事業本部副本部長
2008年4月 同社取締役執行役員航空宇宙事業本部長
2011年4月 同社代表取締役副社長
2012年4月 同社代表取締役社長
2016年4月 同社代表取締役会長
2018年6月 **当社社外取締役**(現任)
2020年4月 株式会社IHI取締役
2020年6月 同社相談役
2024年4月 **同社特別顧問**(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社IHI特別顧問、古河電気工業株式会社社外取締役、鹿島建設株式会社社外取締役、
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長

期待する知識・経験

- ・企業経営
- ・マーケティング
- ・技術・イノベーション
- ・ヒューマンリソース・マネジメント
- ・グローバル
- ・法務・リスク管理
- ・製造・SCM

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

齋藤保氏は、長年株式会社IHIの代表取締役を務め、業界のみならず日本のビジネスリーダーとして、製造業に関する豊富な経営経験と広い見識、高い倫理観を有しています。同氏は、当社社外取締役に就任以降、特に製造、開発およびグローバルな経営経験に基づく助言・提言を積極的に行っているほか、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公正性・透明性の向上に貢献しています。

同氏は、経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監督機能の実効性の強化に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

6

き がわ まこと
木川 眞

取締役在任年数	▶	7年(本総会終結時)
取締役会出席状況(当期)	▶	13回中13回(100%)
所有する当社株式の数	▶	普通株式 1,500株



(1949年12月31日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行
2004年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行) 常務取締役
2005年3月 同行退社
2005年11月 ヤマトホールディングス株式会社代表取締役常務
2011年4月 同社代表取締役社長(兼)社長執行役員
2018年4月 同社取締役会長
2019年6月 **当社社外取締役**(現任)
ヤマトホールディングス株式会社特別顧問
2023年6月 同社参与

(重要な兼職の状況)
株式会社ICMG社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

木川眞氏は、金融機関での役員経験を経て、ヤマトホールディングス株式会社の代表取締役を10年以上務め、ICTを活用したビジネスモデルの変革を行うなど、ロジスティックス業界を中心とした豊富な経営経験と広い見識、高い倫理観を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、豊富な経営経験に基づく助言・提言を積極的に行っているほか、人事・報酬諮問委員会の委員長として経営の公正性・透明性の向上に貢献しています。同氏は、経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監督機能の実効性の強化に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

期待する知識・経験

- ・ 企業経営
- ・ マーケティング
- ・ ヒューマンリソース・マネジメント
- ・ 財務・会計
- ・ 法務・リスク管理
- ・ 製造・SCM

候補者
番号

7

と お や ま り よ う こ
遠山亮子

取締役在任年数	▶	1年(本総会最終時)
取締役会出席状況(当期)	▶	10回中10回(100%)
所有する当社株式の数	▶	普通株式 200株



(1965年1月4日生)

再任

社外

独立役員

期待する知識・経験

- ・マーケティング
- ・技術・イノベーション
- ・グローバル

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年3月 一橋大学大学院商学研究科修士課程修了、商学修士
1997年12月 ミシガン大学経営大学院博士課程修了、Ph.D.
2001年4月 北陸先端科学技術大学院大学助教授
2008年4月 **中央大学大学院戦略経営研究科教授**(現任)
2025年6月 **当社社外取締役**(現任)

(重要な兼職の状況)

TOPPANホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

遠山亮子氏は、現在、経営戦略を専門分野とする中央大学大学院戦略経営研究科教授であり、国際経営戦略やイノベーションマネジメントに関する学術的専門知識と豊富な経験を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、経営戦略やイノベーション等の知見に基づく経営への助言・提言を積極的に行っているほか、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公正性・透明性の向上に貢献しています。

同氏は、経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監督機能の実効性の強化に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

8

お ぜ き ゆ き み
尾 関 幸 美

取締役在任年数 ▶

一年 (本総会終結時)

取締役会出席状況 (当期) ▶

一回中一回 (-%)

所有する当社株式の数 ▶

普通株式 0株



(1970年9月13日生)

新 任

社 外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年 3 月 一橋大学大学院経済法・民事法 (企業法) 博士課程修了
1999年 4 月 長崎大学経済学部総合経済学科専任講師
2004年 4 月 駒澤大学法学部法律学科准教授
2010年 4 月 成蹊大学法科大学院教授
2021年 4 月 中央大学大学院法務研究科教授 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ブルボン社外取締役 (2026年6月退任予定)
日産化学株式会社社外監査役 (2026年6月就任予定)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

尾関幸美氏は、現在、会社法を専門とする中央大学大学院法務研究科教授であり、会社法とコーポレート・ガバナンスに関する学術的専門知識と豊富な経験を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役や社外監査役としての経験もあります。

同氏は、会社法やコーポレート・ガバナンス等の知見に基づく経営への助言・提言が期待できるほか、経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監督機能の実効性の強化に貢献することが期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。

期待する知識・経験

- ・ヒューマンリソース・マネジメント
- ・法務・リスク管理

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 斎藤保氏、木川眞氏、遠山亮子氏および尾関幸美氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 遠山亮子氏および尾関幸美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、両氏の「社外取締役候補者とした理由および期待される役割等」に記載の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 4. 当社は、社外取締役候補者の斎藤保氏、木川眞氏および遠山亮子氏と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は事業報告の会社役員に関する事項に記載のとおりであります。3氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者の尾関幸美氏の選任が承認された場合は、同契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、すべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しておりますが、その内容の概要は事業報告の会社役員に関する事項に記載のとおりであります。当社は同契約を継続・更新する予定であり、各候補者の選任が承認され、取締役に就任した場合は、各候補者が同契約の被保険者となります。
 6. 斎藤保氏が特別顧問を務めている株式会社IHIと当社との間には、双方からみて売上の1%未満の取引があります。なお、理事長を務めている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と当社との間には取引関係はありません。
 7. 斎藤保氏は、同氏が2017年6月から2023年6月まで社外取締役に就任していた株式会社かんぼ生命保険において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令遵守の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
 8. 斎藤保氏、木川眞氏および遠山亮子氏は現に東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、尾関幸美氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。当社独立性基準につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。(<https://www.oki.com/global/ja/ir/corporate/governance/officers/>)

【ご参考】第3号議案ご承認後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

当社は、取締役会がその役割・責務を適切に果たすためには、当社の経営理念、ビジョンおよび経営計画等を踏まえ、多様な知識・経験や専門性を備えた人員で構成され、各取締役が保有する能力をバランスよく活用することが重要であると考えております。

当社が特にスキルの発揮を期待している分野は以下のとおりです。

- ・事業の収益力を向上させガバナンス体制を強化する、経営戦略・経営管理・事業戦略等の「企業経営」
- ・顧客との共創によりエコシステムの構築を推進する「マーケティング」
- ・事業の更なる発展・成長に向けて新規事業を創出する「技術・イノベーション」
- ・持続的成長に必要な人材を確保し能力開発をすることで、従業員がやりがいを感じ、能力を発揮できる「ヒューマンリソース・マネジメント」
- ・成長機会の確保に必要な不可欠なグローバル展開を行う「グローバル」
- ・経営活動・事業活動に係る意思決定のベースとなる「財務・会計」および「法務・リスク管理」
- ・当社の強みであるモノづくり、競争力を強化する上で重要な経営基盤の一つとなる「製造・SCM」

		企業経営	マーケ ティング	技術・ イノベーション	ヒューマン リソース・ マネジメント	グローバル	財務・ 会計	法務・ リスク管理	製造・ SCM
社内	森 孝廣 (男性)	●	●	●	●			●	
	寺本 禎治 (男性)		●		●	●	●	●	
	片桐 勇一郎 (男性)		●	●				●	●
	加藤 洋一 (男性)			●		●			●
社外	斎藤 保 (男性)	○	○	○	○	○		○	○
	木川 眞 (男性)	○	○		○		○	○	○
	遠山 亮子 (女性)		○	○		○			
	尾関 幸美 (女性)				○			○	

上記一覧は各人が保有する知識や経験のすべてを表すものではありません。

●OKIグループにおける業務執行の経験より獲得している取締役として必要なスキル（最大5つ）

○当社が特に期待している社外での経験や専門的知識

以上

事業報告 (2025年4月1日～2026年3月31日)

1 OKIグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
4,216億円	188億円	208億円	215億円

日本経済は、雇用および所得環境の改善のもと、各種政策の効果によって緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇の継続に加え、米国の通商政策の動向、金融資本市場の変動、中東情勢等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような環境下、社会インフラを止めず、その維持に貢献する企業として、「安心・便利な社会インフラ」「働きがいと生産性向上」「地球環境の保全」の3つの貢献分野で社会課題の解決につながる価値を提供していくことが、創業150年を迎える2031年に向けたOKIのありたい姿です。このありたい姿の実現に向け、2023年度から中期経営計画2025（中計2025）をスタートさせました。中計2025の最終年度となる当期は、中計2025の完遂を目指すとともに、その先の持続的な成長に向けた取り組みを加速しました。

当期の業況は、売上高は4,216億円（前期比309億円、6.8%減少）、営業利益は188億円（同2億円、1.2%増加）、経常利益は208億円（同40億円、23.6%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は215億円（同90億円、72.4%増加）となりました。エンタープライズソリューションの大型案件の剥落影響がありました。パブリックソリューションが好調に推移し、売上高は一定水準を確保、営業利益はほぼ前年並みを確保しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、エトリア株式会社への参画に伴う事業譲渡益等により、大幅な増益となりました。

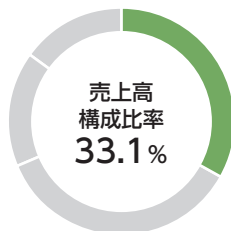
また、当社の個別業績につきまして、売上高は2,896億円、営業利益は37億円、経常利益は126億円、当期純利益は175億円となりました。

▶ 主要な事業別の状況

パブリックソリューション事業

事業内容

主に道路関連システム、航空関連システム、消防・防災関連システム、官公庁向けシステム、防衛関連システム、航空機器、通信キャリア向け通信機器などの製品の製造・販売、システムの構築・ソリューションの提供およびその他サービス



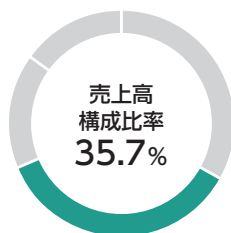
単位：億円	2024年度 (参考:前期)	2025年度 (当期)	増減率
売上高	1,305	1,397	7.1%
営業利益	141	181	28.7%

■ 社会インフラソリューション事業の伸長により増収増益、特機システム事業は前年度を下回るも、防衛需要拡大を背景に水中音響を中心に堅調に推移

エンタープライズソリューション事業

事業内容

主にATM、現金処理機、営業店端末、予約発券端末、チェックイン端末、外貨両替機、ATM監視・運用サービス、金融営業店システム、事務集中システム、予約発券システムなどの製品の製造・販売、工事・保守およびその他サービス



単位：億円	2024年度 (参考:前期)	2025年度 (当期)	増減率
売上高	1,798	1,506	△16.3%
営業利益	131	103	△21.4%
営業利益 (一過性要因除く)	170	106	△37.6%

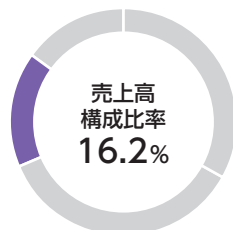
■ 大型案件の反動等により減収減益となるも、生産効率化等を推進し、営業利益率は7%を確保

コンポーネントプロダクツ事業

事業内容

主にエッジデバイス（IoT）、センサーネットワーク、PBX、ビジネスホン、コンタクトセンター、クラウドサービスなどの製品の製造・販売およびその他サービス

(注) LEDプリンターについては、2025年10月1日付で開発・生産に関する事業をエトリア株式会社に承継させたため、当社は製品の販売およびその他サービスを行っています。



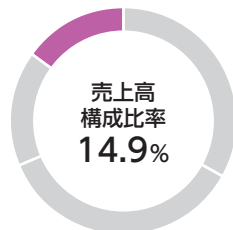
単位：億円	2024年度 (参考:前期)	2025年度 (当期)	増減率
売上高	758	682	△10.1%
営業利益	29	20	△32.7%

■ 国内外の需要変動影響を受け減収減益となった一方、事業の安定化に向けた構造改革を実行

EMS事業

事業内容

主に設計・生産受託サービス、プリント配線板、ケーブル・電極線、エンジニアリングなどの製品の製造・販売およびその他サービス



単位：億円	2024年度 (参考:前期)	2025年度 (当期)	増減率
売上高	659	627	△4.8%
営業利益	△8	10	－%

■ D/EMS事業は市況低迷の影響を受け苦戦も、部品事業の回復がセグメント全体の損益改善に寄与



2026年3月期決算情報の詳細は、当社ウェブサイト掲載の決算資料をご覧ください
<https://www.oki.com/global/ja/ir/data/slide/>



(2) 対処すべき課題

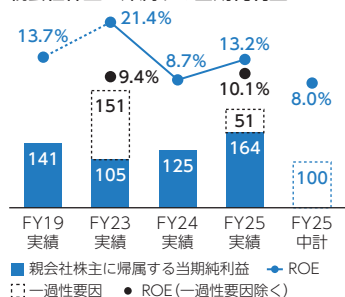
1) 中期経営計画2025の振り返り

当社は、2023年度から2025年度までの3ヶ年を対象とする中期経営計画2025において、「成長へ舵を切り、縮小均衡から脱却する」ことを基本方針とし、2019年度水準へ業績を回復し、棄損した財務基盤の回復を目指して取り組んできました。計画策定時には、新型コロナウイルス感染症の影響や部材調達難の長期化により事業環境が大きく悪化し、OKIグループは厳しい経営状況にありましたが、新たな事業体制のもと、事業ポートフォリオの見直しや事業運営体制の再構築を進め、収益構造の改善に注力してきました。

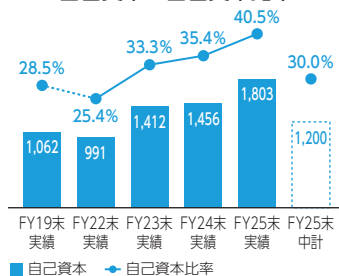
これらの取り組みの結果、売上高および営業利益は想定を上回るペースで回復し、業績面では計画で掲げた目標水準に早期に到達することができました。最終年度においては、前年度までの特需の剥落により売上高が一部影響を受けたものの、成長事業であるパブリックソリューションを中心に安定的な利益創出力を確保し、収益性の改善と安定配当が可能な事業基盤の構築に一定の成果を上げることができたものと認識しています。

一方で、中期経営計画2025は、成長に向けた第一段階として、傷んだ状態からの回復に主眼を置いたものであり、将来事業の本格的な成長や新たな収益の柱の確立については、なお道半ばにあります。また、外部環境の不確実性が高まる中で、事業の持続的な成長と企業価値向上を実現していくためには、更なる成長戦略の具体化と実行力の強化が重要な課題であると認識しています。

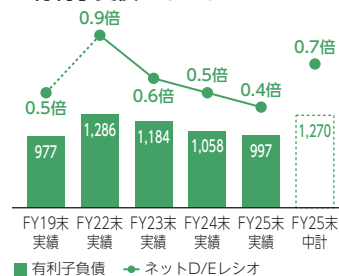
(単位：億円)
親会社株主に帰属する当期純利益・ROE



自己資本・自己資本比率



有利子負債・ネットD/Eレシオ



2)経営計画2031の事業戦略

社会変化の加速下において、中期経営計画2025の延長線を超えた成長の実現に向け、知的資本の強化を基軸として「守りから攻めへ」転換し、未来創造およびグローバル成長を通じた企業価値向上を図るべく、計画期間を2026年度から2031年度とする経営計画2031を策定しました。

1881年創業以来培った現場力と信頼を基盤に、OKIは、社会インフラを「止めない」運用責任を競争軸として位置づけ、導入・売り切り型から運用・保守・更新を含む長期契約型へ収益構造を転換していきます。領域横断の運用基盤と標準サービスを整備し、レイヤーマスターとしての地位確立を目指していきます。

【パブリックソリューション】

政府成長戦略分野に注力し、強化を図ります。防衛需要増への生産能力増強を着実に実行するとともに、海外装備移転への対応を強化します。また、公共需要への対応力強化、次世代ネットワークへの対応を推進します。

【金融ソリューション】

ATMなどの機器・システム販売に加え、金融機関の窓口や現場業務を設計から運用まで担う総合サービス事業の確立を目指します。全国の保守網とATMを中心とした金融端末を活かし、「止めない」運用と業務効率化をワンストップで実現します。これにより金融機関のサービス向上を支援し、社会インフラである現金・決済サービスの持続性確保に貢献します。

【コンポーネント&マニファクチャリング】

アドバンストコンポーネント事業の飛躍と、コンポーネントプロダクツ事業・EMS事業の構造改革という二つの軸を実行します。アドバンストコンポーネント事業ではCFB・シリコンフォトニクス・光ファイバー部品を強みに光電融合市場やGaNパワー半導体市場での事業化を加速します。また、AIサーバーや半導体テスター向けの高付加価値プリント基板事業を強化し高成長へと育成していきます。

(3) 財産および損益の状況の推移

当期ならびに過去3期の財産および損益の推移は次のとおりです。

	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	第101期 (2024年度)	第102期 (当期：2025年度)
売上高 (億円)	3,691	4,219	4,525	4,216
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	△2,800	25,649	12,479	21,510
1株当たり当期純利益 (円)	△32.33	295.93	143.93	247.99
総資産 (億円)	3,904	4,234	4,110	4,452
純資産 (億円)	993	1,413	1,457	1,804
1株当たり純資産 (円)	1,143.96	1,628.78	1,679.42	2,078.68

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数（加重平均）に基づき、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しています。ただし、自己株式数を控除して算出しています。

(4) 設備投資・研究開発費の状況

当期の設備投資は合計102億円、研究開発費は合計80億円です。
セグメント別には下記のとおりです。

セグメント	設備投資額 (億円) ()内は研究開発費額(億円)		主な設備投資内容
パブリック ソリューション	33	(15)	社会インフラ、ネットワークシステム等の分野、防衛事業（海上、航空）に加え、海洋ビジネス分野において新製品対応のための設計・製造設備、工場および工場建物付帯設備の更新など
エンタープライズ ソリューション	26	(15)	労働力不足における業務効率化などの社会課題解決を実現するソリューションならびに自動化新商品・モジュールの開発に加え、海外拠点の増床、生産設備投資および生産性向上・原価低減のための金型投資など
コンポーネント プロダクト	10	(10)	製品・サービスの安定供給を実現するための設備更新と共に、事業成長のためのエッジ領域の新商品創出、既存商品の競争力強化への投資など
E M S	21	(2)	モノづくり総合サービス強化に向けた最新設備への更新および労働力不足解消、生産性向上を目的とした生産設備の自動化、IT化投資など
その他・全社（共通）	12	(37)	—
合計	102	(80)	—

(5) 資金調達の状況

事業活動に必要な運転資金および設備投資資金については、自己資金または借入金等により充当することとしています。

主要な取引先金融機関とは良好な取引関係を維持しており、事業活動に必要な運転資金、設備投資等の資金の調達に関しては問題なく実施可能と認識しています。

現在保有している手元現預金に加え、コミットメントラインも保有しており十分な流動性を確保しています。

OKIグループは財務規律を重視し、成長に必要な投資に重点をおいて実行していきます。

(6) 主要な事業所および重要な子会社の状況

① 当社

- 本社 東京都港区
- 支社 北海道支社（北海道札幌市）、東北支社（宮城県仙台市）、北関東・北信越支社（群馬県高崎市）
中部支社（愛知県名古屋）、関西支社（大阪府大阪市）、中国支社（広島県広島市）
四国支社（香川県高松市）、九州支社（福岡県福岡市）
- 事業場等 OKI芝浦オフィス（東京都港区）、OKI蕨システムセンター（埼玉県蕨市）、高崎事業所（群馬県高崎市）
本庄工場（埼玉県本庄市）、富岡工場（群馬県富岡市）、沼津工場（静岡県沼津市）
西横手工場（群馬県高崎市）、小峰工場（東京都あきる野市）、OKI関西テクノロジーリサーチセンター（大阪府大阪市）

② 子会社

会社名	資本金	当社の出資 比率 (%)	本社 所在地	主要な事業内容
OKIクロステック(株)	2,001(百万円)	100	東京都中央区	電気・電機通信・消防施設他設備工事・設計・施工・保守、情報通信機器・システム保守・運用・技術サポートおよび関連する機器・サプライ商品の販売
OKIサーキットテクノロジー(株)	480(百万円)	100	山形県鶴岡市	プリント配線基板、電子装置および電子部品の開発、設計、製造および販売
(株)OKIソフトウェア	400(百万円)	100	埼玉県蕨市	ソフトウェア/組込ソフトウェア開発・設計・製造・保守、システム構築サービス、SI/ソリューションサービス、コンサルティング、アウトソーシング、情報機器販売
OKI EUROPE LTD.	141(百万ユーロ)	100	英国	全欧州、中近東、アフリカ向けプリンター、複合機の販売、サービス

(注)2025年10月1日付でOKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.を、2025年5月22日付でエトリア株式会社と締結した吸収分割契約に基づき、エトリア株式会社へ承継させたため、重要な子会社から除外しました。

(7) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

(当事業年度)

- 1) 当社は、2025年7月1日付で連結子会社である沖マイクロ技研株式会社の精密小型モーター事業をマブチモーター株式会社に譲渡しました。
- 2) 当社は、2025年7月1日付で連結子会社である沖電気軟件技術（江蘇）有限公司および日沖情報（大連）有限公司の一部の持分をFPTジャパンホールディングス株式会社に譲渡しました。
- 3) 当社は、2025年10月1日付でプリンターの開発・生産に関する事業を株式会社リコーと東芝テック株式会社が2024年7月1日に組成した合併会社であるエトリア株式会社に承継させました。

(翌事業年度以降)

当社は、2026年10月1日（または別途定める日）を効力発生日として、ATMを含む自動化機器事業の開発・生産を担い、現在は株式会社日立製作所の連結子会社である日立チャネルソリューションズ株式会社を、当社の連結子会社とする予定です。

(8) 従業員の状況

①セグメント別従業員の状況

セグメント	従業員数 (人)	
	OKIグループ	当社
パブリックソリューション	3,281	1,975
エンタープライズソリューション	4,732	1,118
コンポーネントプロダクト	898	635
E M S	2,001	131
その他の	606	90
全社(共通)	407	407
合計	11,925	4,356

②当社の従業員の状況

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
4,356 (前期末比256人減)	43.6	18.4	7,802,144

(9) 主要な借入先の状況

OKIグループの主要な借入先は次のとおりです。

借入先	借入額 (億円)
株式会社みずほ銀行	243
株式会社三井住友銀行	170
みずほ信託銀行株式会社	48
農林中央金庫	42
株式会社りそな銀行	40

(10) その他OKIグループの現況に関する重要な事項

当社の中国における連結子会社である沖電気金融設備（深セン）有限公司（以下、「OBSZ」）は、深セン市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業」）に対して未回収となっている売上債権1,115,463千人民元（当期末での円換算額25,789百万円）および損害賠償金の支払を求め、2015年10月10日に仲裁手続き（以下、「A事件」）を華南国際経済貿易仲裁委員会に申し立てを行いました。さらにOBSZは怡化実業の親会社である深セン怡化電腦股份有限公司（以下、「怡化電腦」）等を被告とし、上記債権の支払いを滞留している怡化実業に対する連帯弁済責任を求めた法人格混同訴訟を広東省高級人民法院へ提訴（以下、「B事件」）し、資産保全を申請しました。

その後、A事件に関して、2020年12月16日に華南国際経済貿易仲裁委員会より怡化実業はOBSZへ未払の商品代金1,096,866千人民元（当期末での円換算額25,359百万円）の他、遅延利息および弁護士費用等を支払うべき旨の裁定が下り、仲裁は確定しています。さらに、B事件に関して、2021年12月23日に広東省高級人民法院より、怡化電腦等は怡化実業のOBSZへの支払い義務に対し連帯弁済責任を負う旨の判決が下りました。これを受けて、怡化電腦等は2022年1月5日に最高人民法院に対してB事件の上訴をしましたが、2023年6月1日に最高人民法院より、広東省高級人民法院（原審）の判決を支持し怡化電腦等の上訴を棄却する判決が下りました。OKIグループは、この裁定額的全額回収に向けて全力で取り組んでいます。

(11) コーポレート・ガバナンスに関する事項

①基本的な考え方

OKIグループは、企業理念として「Purpose」「Vision」「Value」および「OKI Spirit」を掲げ、「企業行動憲章／行動規範」に示した約束をすべての企業活動の基礎として、多様なステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。

こうした取り組みにあたって、「経営の公正性・透明性の向上」「迅速な意思決定と実行」「適切・公平な情報開示」をコーポレート・ガバナンスの基本方針とし、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

②コーポレート・ガバナンス体制

1) 体制の概要

当社は監査役会設置会社を選択し、取締役会が経営の重要事項の決定および業務執行の監督を行うとともに、取締役会から独立した監査役および監査役会が取締役の職務執行状況等の監査を行います。また、役員の人事ならびに報酬に関する透明性・客観性の確保のため、人事・報酬諮問委員会を設置するとともに、業務執行に係る迅速な意思決定を行うため、執行役員制度を採用します。

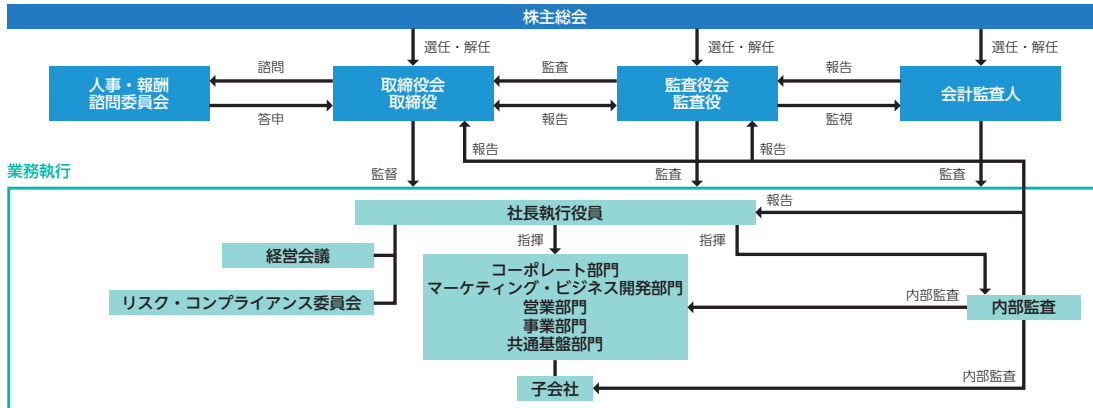
当期（2025年度）は、社外取締役4名を含む取締役8名（うち女性取締役2名）、社外監査役3名を含む監査役5名、取締役を兼務しない執行役員12名の体制により経営にあたってきました。また、社外取締役および社外監査役は、経営陣から独立した中立性を保った独立役員です。なお、新家寛氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれ無く、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしていますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出は行っていません。また、元代表取締役社長等による相談役・顧問等の制度はございません。

2) 現行体制を選択している理由

当社は、①業務執行と監督を分離し、複数の社外取締役の積極的な関与などにより取締役会の監督機能を強化すること、②経営から独立し、強力な調査権限を有する監査役による客観的な監査を行うこと、③任意の人事・報酬諮問委員会を設置すること、④関連部門間で相互チェックを行い開示につき検討することなどの工夫を行うことにより、「経営の公正性・透明性の向上」「迅速な意思決定と実行」「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」「適切・公平な情報開示」が着実に実現できると判断しています。引き続き、ステークホルダーの皆様に対する責務を認識し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めていきます。

コーポレート・ガバナンス体制

※2026年4月1日時点



③株主総会

当社の株主総会は、取締役会設置会社として、法令・定款に定める事項を決議します。法令の定めに基づき取締役会に授権している事項等は次のとおりです。なお、中間配当以外の配当は株主総会において決定する定めとなっています。

1) 自己の株式の取得の決定機関

機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

2) 中間配当の決定機関

株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

3) 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。

④取締役会

1) 職務・構成・運営等

知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成します。当期の取締役会は8名の取締役で構成（うち4名が独立社外取締役）され、原則として月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、法令・定款に基づき、経営の基本方針など重要事項の決定と業務執行の監督を行っています。

取締役会には意思決定機能と監督機能の双方が求められるため、社内・業務執行取締役と独立社外取締役とのバランスを考慮し、独立社外取締役の占める割合を原則半数以上とします。なお、取締役会の議長は互選により選出しておりますが、取締役会の独立性・客観性をより一層向上させるために、当期は独立社外取締役が務めました。

当期に開催された取締役会は13回であり、毎回全員が出席しています。なお、社外取締役および社外監査役のその出席率は事業報告の社外役員に関する事項のとおりとなっています。社外役員に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の開催前に資料を配布し、取締役会事務局等より事前説明が行われています。

当期の取締役会におきましては、最終年度を迎えた「中期経営計画2025」の達成度状況および「経営計画2031」の策定に注力し、オフサイトミーティングの場も利用して定期的に各担当部門から現状を直接報告し、それに基づき取締役会で活発な議論が継続して行われました。さらにコーポレート・ガバナンスに関する事項等について、内部規程の整備のほか、全社的なリスク管理および内部統制の状況、取締役会実効性評価、株主との対話（SR実施計画・SR実施結果）についても継続して議論を深めています。

2) 取締役に関する事項

i. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

ii. 取締役の選任決議の要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票を行わない旨を定款に定めています。

iii. 任期

取締役の任期は、事業年度ごとの経営責任をより明確にするため、1年とする旨を定款に定めています。

⑤人事・報酬諮問委員会

当社は、役員を選任と解任および報酬制度と水準に関する決定プロセスの透明性と判断の客観性を確保するために人事・報酬諮問委員会を設置し、取締役会の諮問に応じて、役員を選任・報酬について審議し、取締役会に答申します。また監査役候補者の人事については、委員会としての意見を監査役に伝えています。当期の同委員会は、取締役会の決議により選定された4名の独立社外取締役で構成され、委員長は独立社外取締役が務めました。当期は同委員会を12回開催しました。

当期は、2026年度開始の「経営計画2031」の推進および経営体制強化に向けた執行体制の検討、また中長期的な成長と企業価値向上のため、業績向上に対するインセンティブとして十分に機能させるための役員報酬制度の審議、さらに長期課題である後継者（経営人材）育成計画の検討などを中心に審議を行い、取締役会に答申をしています。

⑥役員を選任

当社は、取締役候補者、監査役候補者、執行役員指名・選任を行うにあたり、法律上の適格性を満たしていることと、以下の事項をあわせて総合的に判断しています。

- 人格、見識、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、遵法精神に富んでいること
- OKIグループの企業理念の実現と、持続的な企業価値向上に向けて職務を遂行できること
- 就任期間の長さ
- 監査役については、必要な財務・会計・法務に関する知識を有すること
- 社外役員については当社独立性基準

取締役、監査役、執行役員解任案提出の基準は、法令および定款に違反する行為またはその恐れのある行為があった場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合とし、取締役会の諮問に基づいて人事・報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申します。

⑦当社が保有する株式に関する事項（2026年3月31日現在）

1) 中期経営計画2025における政策保有に関する方針と検証の内容

中期経営計画2025においては、純資産比率20%程度までの縮減（除くみなし保有株式）を目標として、計画的に売却を進めていく方針のもと、保有する政策保有株式について毎年取締役会で保有の適否を総合的に判断してきました。

2) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使に当たっては、以下のとおり議案を類型化し、行使基準を設けて判断および行使しています。

- 役員選任議案の場合には、総数、独立役員の比率等
- 役員報酬議案の場合には、業績、資産状況等
- 剰余金処分議案の場合には、業績、内部留保の状況等
- 買収防衛策、M&A、第三者割当増資の議案については特に慎重に検討する。

3) 中期経営計画2025における政策保有株式の縮減実績

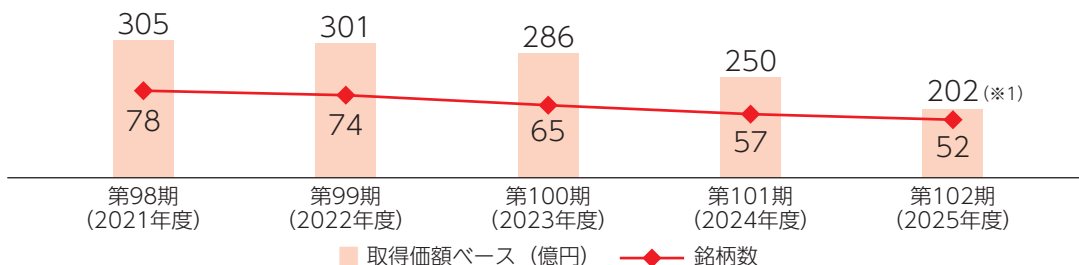
上記の方針に基づき対応してきた結果、政策保有株式残高は純資産比率21%※となるまで縮減し、時価上昇の影響を受けたものの目標とする水準を達成しました。

※プリンター開発生産機能の再編に伴い取得したエトリア社株式については、純資産比率の算定には含めていません。

4) 当社が純投資目的以外で保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	第101期 (2024年度)	第102期 (当期:2025年度)
銘柄数 (銘柄)	非上場株式	52	50	45	45
	非上場株式 以外の株式	26	24	20	12
	合計	78	74	65	57
貸借対照表計 上額の合計額 (億円)	非上場株式 (うち、エトリア社株式)	62	62	62	57
	非上場株式 以外の株式	253	250	349	299
	合計 (うち、エトリア社株式)	315	312	410	356
純資産比率 (%) (エトリア社株式除く)	29	31	29	24	21

(ご参考) 政策保有株式の推移（取得価額ベース）



※1 エトリア社株式を除く

5) 経営計画2031における政策保有株式の縮減方針

経営計画2031においても、更なる政策保有株式の縮減に努めていきます。

経営計画2031では、投資家との対話等を踏まえ縮減目標をより明確にする観点から、みなし保有株式を含めたすべての政策保有株式を対象とし、それに基づいた純資産比率を縮減目標とする方針に変更します。

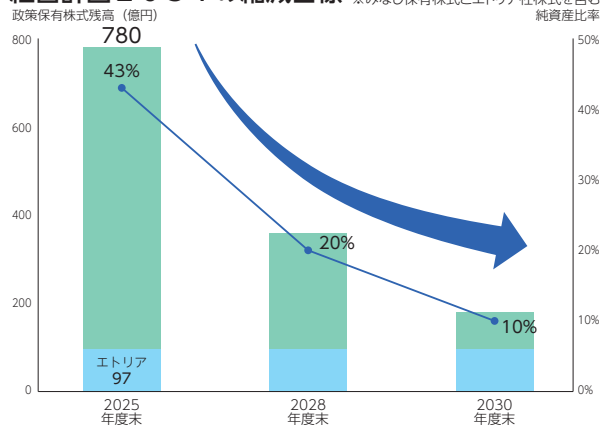
上記方針による2025年度末時点の純資産比率は43%となりますが、この水準を2028年度末に20%未満、2030年度末に10%未満にまで縮減します。時価の高騰等があった場合においても、目標達成に向けて計画的に保有株式の縮減を進めていきます。

なお、2025年度末残高780億円のうち、約180億円分の売却については2026年5月21日付で適時開示を行っています。

2025年度末残高及び銘柄数

	金額 (億円)	銘柄数
A：上場株式	320	7
B：非上場株式	154	45
BS計上額計 (A+B)	474	52
C：みなし保有株式	306	7
政策保有株式計 (A+B+C)	780	59

経営計画2031の縮減目標



6) 売却により生じた資金の活用

政策保有株式の売却により生じた資金については、中長期的な企業価値向上へ向け、主として知的資本の強化、事業戦略の実現、株主還元等に充当していきます。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
(2) 発行済株式の総数 87,217,602株 (自己株式471,547株含む)
(3) 株主数 56,169名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,130,630	16.29
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,453,400	6.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3,586,129	4.13
沖電気グループ従業員持株会	1,923,161	2.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,520,412	1.75
株式会社みずほ銀行	1,419,648	1.64
明治安田生命保険相互会社	1,400,097	1.61
BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2 S / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	1,234,400	1.42
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,223,083	1.41
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,120,485	1.29

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①新株予約権の数

167個

②目的となる株式の種類および数

普通株式16,700株（新株予約権1個につき100株）

③当社役員の保有状況

回次（行使価額）	行使期間	取締役 （社外取締役を除く）	
		個数（個）	保有者数（名）
2016年度新株予約権（1円） （2016年8月16日発行）	2016年8月17日から 2041年8月16日まで	27	1
2017年度新株予約権（1円） （2017年8月15日発行）	2017年8月16日から 2042年8月15日まで	27	1
2018年度新株予約権（1円） （2018年8月14日発行）	2018年8月15日から 2043年8月14日まで	27	1
2019年度新株予約権（1円） （2019年8月14日発行）	2019年8月15日から 2044年8月14日まで	27	1
2020年度新株予約権（1円） （2020年8月18日発行）	2020年8月19日から 2045年8月18日まで	59	2

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況 当事業年度は、新株予約権の交付をしていないため、記載事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
○ 森 孝廣	代表取締役社長執行役員	最高経営責任者
○ 寺本 禎治	代表取締役副社長執行役員	コンプライアンス責任者、財務責任者、人事責任者
○ 片桐 勇一郎	取締役専務執行役員	情報責任者、品質責任者、環境責任者、建設業業務執行責任者、株式会社OKIソフトウェア代表取締役社長
○ 加藤 洋一	取締役常務執行役員	技術責任者、技術本部長
齋藤 保	取締役	株式会社IHI 特別顧問 古河電気工業株式会社 社外取締役 鹿島建設株式会社 社外取締役 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長
川島いづみ	取締役	株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役
木川 眞	取締役	株式会社肥後銀行 社外取締役 株式会社ICMG 社外取締役
遠山 亮子	取締役	TOPPANホールディングス株式会社 社外取締役
布施 雅嗣	常勤監査役	
井上 肇	常勤監査役	
津田 良洋	監査役	トライベック株式会社 常勤監査役 株式会社プロネクサス 社外監査役
小田 康之	監査役	社会福祉法人藤倉学園 理事長
新家 寛	監査役	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 執行委員パートナー

(注) 1. ○印は執行役員を兼務しています。

2. 齋藤保氏、川島いづみ氏、木川眞氏および遠山亮子氏は、社外取締役です。

3. 津田良洋氏、小田康之氏および新家寛氏は、社外監査役です。

4. 齋藤保氏、川島いづみ氏、木川眞氏、遠山亮子氏、津田良洋氏および小田康之氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ています。なお、新家寛氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれ無く、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出は行っていません。

5. 齋藤保氏が特別顧問を務めている株式会社IHIと当社との間には双方からみて売上の1%未満の取引があり、社外取締役を務めている古河電気工業株式会社および鹿島建設株式会社と当社との間には営業上の取引関係があります。なお、同氏が理事長を務めている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と当社との間には特別の関係

はありません。

6. 川島いづみ氏が社外取締役を務めている株式会社TAKARA & COMPANYと当社との間には特別の関係はありません。
7. 木川眞氏が社外取締役を務めている株式会社肥後銀行（2026年3月退任）および株式会社ICMGと当社との間には営業上の取引関係があります。
8. 遠山亮子氏が社外取締役を務めているTOPPANホールディングス株式会社と当社との間には営業上の取引関係があります。
9. 津田良洋氏が社外監査役を務めている株式会社プロネクサスと当社との間には営業上の取引関係があります。なお、同氏が常勤監査役を務めているトライベック株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
10. 小田康之氏が理事長を務めている社会福祉法人藤倉学園と当社との間には特別の関係はありません。
11. 新家寛氏が執行委員パートナーを務めている西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社との間には、双方からみて売上の1%未満の取引があります。
12. 布施雅嗣氏は、当社の経理担当役員を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
13. 津田良洋氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
14. 小田康之氏は、メーカーにおいて経理部門長、本社企画部門長、海外子会社社長等を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
15. 新家寛氏は、弁護士として会社法、金融法関係に関して上場企業を多く担当したほか、投資顧問会社の監査役を歴任しており、財務、会計および法務に関する相当程度の知見を有しています。

（ご参考）2026年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）

氏名	地位	担当業務
西村 浩	常務執行役員	生産調達本部長
中津 正太郎	常務執行役員	金融ソリューション事業部長
鈴木 宣也	常務執行役員	営業管掌
磯貝 和俊	常務執行役員	コーポレート管掌補佐、営業管掌補佐、経理財務部担当
本杉 正哉	執行役員	ディフェンスシステム事業部長
前野 蔵人	執行役員	EMS事業部長
加藤 圭	執行役員	グローバルマーケティングセンター長
中西 裕恵	執行役員	人財戦略部 共同部長
天本 直弘	執行役員	経営管理部長
田辺 博	執行役員	社会インフラソリューション事業部長
向井 崇	執行役員	ネットワークインフラ事業部長
鈴木 雄一	執行役員	営業管掌補佐、金融ソリューション営業本部長
岡田 浩治	執行役員	人財戦略部 共同部長
鈴木 貴人	執行役員	アドバンストコンポーネント事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、全社外取締役および監査役との間で責任限定契約を締結しています。その内容の概要は、次のとおりです。

- 社外取締役および監査役が、その任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に規定する最低責任限度額を限度として責任を負う。
- 上記の限度が認められるのは、その責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および国内子会社の取締役、監査役および執行役員等、ならびに一部の海外子会社の役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は特約部分も含め当社または子会社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象外とすること等により、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです。

・基本的な考え方

取締役および執行役員の報酬は、継続して企業価値向上と企業競争力を強化するために、業績向上へのインセンティブとして機能するとともに、優秀な人材を確保できる報酬制度であることを基本的な考え方としています。

・報酬構成

報酬体系は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等から構成されており、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である年次インセンティブ報酬および中長期インセンティブ報酬で構成しています。これは、OKIグループの「持続的な成長」を成し遂げることを目的に、「よりアグレッシブな目標設定」や「中長期的成長」に重点を置いた経営へのシフトのための環境整備の一環として実施しているものです。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみの構成としています。

	基本報酬	年次インセンティブ報酬	中長期インセンティブ報酬
社 内 取 締 役 (執行役員を兼務)	○	○	○
社 外 取 締 役	○	—	—

中長期インセンティブ報酬については、2023年6月27日開催の第99回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度が決議され、2023年度から中期経営計画に対応する3年間で業績評価の対象期間（以下「業績評価期間」という。）とし、その期間の業績達成状況に応じて株式を交付する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を採用しています。

・報酬の内容

報酬の内容は下表のとおりです。

報酬の種類		報酬の内容
基本報酬	固定報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・執行役員を兼務している場合にはその役位を中心に、職位に応じて個人別に支給額を決定し、金銭を月次に分割して支給。
年次インセンティブ報酬	業績連動報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度のOKIグループ連結業績および担当部門別業績と連動した支給金額を個人別に決定し、金銭を年1回支給。 ・支給率は、業績による定量評価と社長または人事・報酬諮問委員会の委員による定性評価に応じて0～250%の範囲で決定。 ・上位役位の業績連動が高くなるように設定し、支給率100%の際の金額は、基本報酬の35%～45%の金額に設定。
中期インセンティブ報酬		<ul style="list-style-type: none"> ・業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を採用。 ・業績評価期間を中期経営計画期間である3ヵ年とし、中期経営計画の業績達成状況に応じて、評価期間終了後に株式を交付（ただし、交付株式の一部は金銭で支給）。 ・支給率は、目標の達成度に応じて0～250%の範囲で決定。 ・上位役位の業績連動が高くなるように設定し、支給率100%の際の金額は、基本報酬の15%～20%の金額に設定。 ・取締役等が法令等に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等には、株式の交付を受ける権利は喪失（クローバック条項）。

・業績連動報酬の算定方法

年次インセンティブ報酬は、支給額の80%を定量評価により役位に応じて予め設定された標準報酬額に業績評価に基づく係数を乗じた額とし、20%を定性評価により支給額を算定します。定量評価に用いる業績評価指標は、OKIグループの持続的な成長を成し遂げるために業績評価指標として適切であると判断された指標（売上高、営業利益、運転資本）を採用します。定量評価は、OKIグループ連結業績連動分および担当部門別業績連動分で構成され、OKIグループ連結業績連動分に係る業績評価指標の公表値（目標値は以下の公表値を基に設定）および実績値は以下のとおりです。なお、運転資本は日数ベースで算出しています。

業績評価指標	公表値	実績値
売上高	4,500億円	4,216億円
営業利益	190億円	188億円
運転資本	－	1,197億円

(注) 公表値は、2025年5月8日に公表された数値になります。

中長期インセンティブ報酬は、中長期的な企業価値・株主価値向上ならびに株主との価値共有を図るうえで適切な指標であると判断したROE、ならびに中長期的成長に一層重点をおき中期経営計画との連動性を高めるために適切な指標であると判断した売上高およびESG（自社拠点CO₂排出量の削減率や女性幹部社員比率等）に関する指標を業績評価指標として採用します。その算定方法は、予め設定した役位別の標準報酬額を、業績評価期間の開始時点の株価で除した数について、業績評価による係数を乗じた数を交付株式数として算定します。（ただし、交付株式の一部は交付時の株価で金銭に換算して支給）。

業績評価指標	公表値	実績値
ROE	8%	13.2%
売上高	4,500億円	4,216億円
自社拠点CO ₂ 排出量	21%削減	達成
女性幹部社員比率	5%	達成

・報酬決定プロセス

取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、人事・報酬諮問委員会において審議した後、同委員会の答申に基づいて取締役会において決定しています。その際には、外部機関の客観的な評価データ等を活用しながら、妥当性を検証しています。

本年度開催された人事・報酬諮問委員会は12回で、そのうち6回において役員の報酬制度に関する議論を行い、2回の答申を行っています。

取締役会は、当該答申の内容を確認した上で、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記の方針に沿うものであると判断しました。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額については、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において、取締役は年額6億円以内（これには使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれません）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は1名）です。

また当該金銭報酬とは別に、2023年6月27日開催の第99回定時株主総会において、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）として、各業績評価期間につき上限数は362,100株、上限額は362,100株に交付時の株価を乗じた額と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名（うち、対象取締役3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において年額1億円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、年次インセンティブ報酬に関する取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を、取締役会の委任決議に基づき次のとおり委任しています。社長執行役員を兼務する取締役に委任した事項については、当該取締役の権限が適切に行きわたるよう、人事・報酬諮問委員会で検証しています。

対象となる取締役	受任者	委任権限の内容	権限を委任した理由
社長執行役員を兼務する取締役	人事・報酬諮問委員会の委員（斎藤保・川島いづみ・木川眞・遠山亮子）	年次インセンティブ報酬の20%に当たる部分に関する定性評価	プロセスの透明性と判断の客観性を確保するため
上記以外の業務執行取締役	社長執行役員を兼務する取締役（森孝廣）※	※社長執行役員を兼務する取締役に委任した事項については、人事・報酬諮問委員会で検証しています。	個人の担当業務ごとのアグレッシブな目標設定に重点をおくため

（注）受任者の地位・担当につきましては、会社役員に関する事項の取締役および監査役の氏名等に記載のとおりです。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬 基本報酬	業績連動報酬		
			年次 インセンティブ報酬	中長期 インセンティブ報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	306	170	40	94	5
監査役 (社外監査役を除く)	46	46	—	—	3
社外役員					
社外取締役	55	55	—	—	5
社外監査役	27	27	—	—	3

- （注）1. 中長期インセンティブ報酬は、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）ですが、その内容は、上記①に記載のとおりであり、当事業年度において費用計上した額を記載しています。
2. 当事業年度末現在の役員の数と相違しているのは、2025年6月25日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した役員が含まれているためです。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	人事・報酬諮問 委員会出席状況	取締役会における発言状況等および社外取締役が 期待される役割に関し行った職務の概要
取締役	斎藤 保	13回中13回 (100%)	12回中12回 (100%)	製造、開発およびグローバルな経営経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督・助言をするなど、その期待される役割を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献しています。また、人事・報酬諮問委員会の委員を務めています。
	川島いづみ	13回中13回 (100%)	12回中12回 (100%)	取締役会議長として取締役会の議論を主導し、会社法・金融商品取引法等の法律の専門家としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督・助言をするなど、その期待される役割を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献しています。また、人事・報酬諮問委員会の委員を務めています。
	木川 眞	13回中13回 (100%)	12回中12回 (100%)	ロジスティクス業界を中心とした豊富な経営経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督・助言をするなど、その期待される役割を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献しています。また、人事・報酬諮問委員会の委員長を務めています。
	遠山 亮子	10回中10回 (100%)	10回中10回 (100%)	マーケティングおよびイノベーションを含むビジネス全般に関する学術的な専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督・助言をするなど、その期待される役割を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献しています。また、人事・報酬諮問委員会の委員を務めています。

(注) 遠山亮子氏における開催回数は2025年6月就任以降の開催回数となっています。

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	取締役会における発言状況等
監査役	津田 良洋	13回中13回 (100%)	17回中17回 (100%)	公認会計士として、国際的な活動を行う企業の会計監査の豊富な経験と知見を活かして取締役の職務を監査するとともに、当社の持続的な成長と良質な企業統治体制の確立に向けた発言を行っています。
	小田 康之	13回中13回 (100%)	17回中17回 (100%)	メーカーでの業務執行や役員、さらには監査役、監査等委員(委員長)としての豊富な経験とグローバルな知見を活かして取締役の職務を監査するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値創出に向けた発言を行っています。
	新家 寛	13回中13回 (100%)	17回中17回 (100%)	弁護士として会社法、金融法関係の専門的助言を行ってきたほか、投資顧問会社の監査役等、その豊富な経験と知見を活かして取締役の職務を監査するとともに、当社の持続的な成長と良質な企業統治体制の確立に向けた発言を行っています。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 選定方針と理由

当社の監査法人の選定は、品質管理体制、独立性、監査の実施体制および監査報酬見積額等を指標に、総合的に勘案しています。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

(4) 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。この評価については監査法人の品質管理体制、独立性、監査の実施体制、グループ監査体制および監査報酬見積額等の指標を基に、総合的に評価しています。

(5) 監査報酬の内容等

①報酬等の額

区分	前期		当期	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	350	10	349	9
連結子会社	86	—	85	—
計	436	10	435	9

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 重要な子会社のうちOKI EUROPE LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けています。

②非監査業務の内容

(前期)

当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「債権流動化に関する手続業務」等を委託し、対価を支払っています。

(当期)

当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「債権流動化に関する手続業務」等を委託し、対価を支払っています。

③監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬の決定は、規程等で特に定めていませんが、監査法人の監査計画等を十分勘案のうえ、監査時間、監査内容等の妥当性を検証したうえで行っています。

④監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、適切と判断したからです。

6 会社の体制および方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、会社法に基づく決議を行うとともに、毎期末に内部統制システムの構築・運用状況を確認し、取締役会へ報告しています。当期末における当該基本方針の決議内容は以下のとおりです。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

当社は、自発的・自律的な目標の達成を目指し、企業価値向上を通じて社会の持続的な発展に貢献することを目的として、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制に関する基本方針を定め、この基本方針に基づく内部統制システムの体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善に努める。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役および執行役員は、当社および子会社（以下「OKIグループ」という。）における企業倫理の確立ならびに取締役、執行役員およびその他の使用人による法令、定款および社内規程等の遵守の確保を目的として制定した「OKIグループ企業行動憲章」、「OKIグループ行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し発信し、周知徹底を図る。
- 2) コンプライアンス責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、OKIグループにおけるコンプライアンスに関する事項について報告・審議・決定する。
- 3) コンプライアンス委員会で決定された事項に基づき、OKIグループ各人のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、コンプライアンス所管部門が取締役および執行役員ならびに使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案し、推進する。
- 4) 法令・定款等の違反行為に対しては、懲罰規定に基づき厳正に処分する。
- 5) 社長直轄の独立した内部監査部門によるOKIグループにおける法令、定款および社内規程等の遵守状況の監査を実施し、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。
- 6) 社外取締役、監査役にも通報する仕組みを有する内部通報規程を定め、通報・相談窓口を設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。
- 7) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、組織全体として一切の関係を遮断するように毅然とした態度で臨む。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1)取締役の職務執行に係る文書・情報については、法令・社内規程に則り適切に保存し、管理する。
- 2)情報セキュリティについては、電子情報管理規程および関連規定に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確にし、OKIグループにおける情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する体制を構築する。
- 3)個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理する。
- 4)会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、法令等又は取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)リスク管理は、リスクマネジメント規程に基づき、社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置して、OKIグループの事業活動に伴うリスクを的確に把握し、その顕在化を防ぐための施策を推進する。
- 2)リスクマネジメント規程に則り、OKIグループ各部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行う。全社的な管理を必要とするリスクについては統括部門を定め、統括部門はリスクを評価した上で対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。
- 3)OKIグループにおいて、危機等の発生あるいは兆しを認識した場合、速やかにリスク管理委員会事務局にその状況を報告する。事務局は対応を指示し、特に重要なものについては、取締役および監査役に報告する。尚、災害等の発生時においては、その発生地域、災害規模等を勘案し緊急対策本部の設置等により対応する。
- 4)取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の基本方針など重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- 2)取締役会で決定された経営の基本方針などに則って業務を執行する執行役員を設置することで、業務執行と監督を分離し、意思決定プロセスの迅速化を図る。さらに、執行役員等で構成する経営会議を開催し、社長執行役員の意思決定を補佐する。
- 3)業務執行に当たっては業務分掌規程、権限規程において責任と権限を定める。
- 4)取締役会は、OKIグループの中期経営計画ならびに年間計画を決定し、その執行状況を監督する。
- 5)執行役員は、取締役会で定めたOKIグループの中期経営計画および年間計画に基づき効率的な職務執行を行い、年間計画の進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告する。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)子会社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- 2)OKIグループにおける経営の健全性および効率性向上を図るため、関係会社管理規程に則り、各子会社に対して取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に所管本部を定め、当該所管本部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。また、特に重要な事項については当社の経営会議あるいは取締役会への付議を行う。
- 3)各子会社は、その社外取締役、監査役にも通報する仕組みを有する内部通報規程を定め、通報・相談窓口を設置し、当社への報告の上、不正行為の早期発見と是正を図る。

- 4)当社はグループで準拠すべき各種規程類をグループ共通規程として定め、各社の意思決定あるいは業務の効率化を図る。
- 5)当社内部監査部門は、OKIグループの業務の適正性について監査を実施し、検証および助言等を行う。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1)OKIグループの財務報告の信頼性を確保するために、会社計算規則および金融商品取引法その他適用される関連諸法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その維持・改善に努める。
- 2)当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的なモニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1)監査役の職務を補助するものとして監査役スタッフを置く。
- 2)独立性や指示の実効性を確保するため、監査役スタッフは取締役の指揮命令に服さない使用人を配置するとともに、その人事異動、人事評価については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1)取締役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直接あるいは所管本部を通して直ちに監査役に報告する。
- 2)取締役は、取締役会のほか、監査役が重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるように、常勤監査役の経営会議出席の機会を確保するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を可能とする体制を整備する。
- 3)取締役は、監査役がリスク管理委員会に出席し報告を受ける体制を整備する。
- 4)取締役は、監査役が内部通報規程に基づき内部通報を受けるとともに、監査役へ内部通報に関わる状況を報告する体制を確保する。
- 5)取締役は、内部統制システムの構築状況および運用状況ならびに内部監査の状況についての監査役への定期的な報告、および監査役が必要と判断した事項については取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制を確保する。
- 6)監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- 7)子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社所管本部に報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1)監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。
- 2)監査役は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査等への立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
- 3)監査役が職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。
- 4)監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、会社の費用負担により、弁護士、公認会計士等

の監査業務に関する助言を受けることができる。

(注) 2026年2月25日開催の取締役会の決議により、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針を改定しました。主な改定内容は、各項目の冒頭で取締役会としての方針を示して監督を行う旨を明記し、そのうえで執行側で取り組む事項を規定しました。改定後の当該基本方針につきましては当社ウェブサイトをご参照ください。(施行日：2026年4月1日)
(<https://www.oki.com/global/ja/ir/corporate/governance/policy/>)

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。なお、当該運用状況については毎期末に評価を行い、その結果を取締役会において報告しています。

①コンプライアンスに関する取り組みの状況

- 1)コンプライアンスを確保するための基礎として、企業理念に基づき、OKIグループが果たすべき社会的責任を明示した「OKIグループ企業行動憲章」、それを実現するためにOKIグループの全役員・社員が準拠すべき規範として「OKIグループ行動規範」を定め、経営陣がコンプライアンスの重要性を自ら再認識し率先垂範するとともに、OKIグループにおけるコンプライアンス意識の醸成と徹底に努めることを、あらためて株主やお客様、そして社員を含めた社内外のステークホルダーの皆様にお約束するために採択した「コンプライアンス宣言」に則り、当社およびグループ各社の役員はコンプライアンス活動に努めています。
- 2)前年度の総括、教育計画の策定、各部門における施策の実施状況などを四半期ごとに経営会議および取締役会で報告しています。
- 3)OKIグループのコンプライアンス管理者・推進者に対するコンプライアンス管理者研修、営業部門を中心とした関係者に対する独占禁止法研修を映像配信で開催したほか、国内全従業員を対象に、個人情報保護、情報セキュリティ、内部統制、コンプライアンス一般について、eラーニングを実施しました。また、一部の内容については海外子会社従業員も受講しています。なお、イントラネットや社内報を通じて定期的にコンプライアンスに関する事例を展開しています。
- 4)コンプライアンス違反時に就業規則等に照らして懲戒処分を行うことを明確化し、その処分を審議するために社長執行役員を委員長とするグループ懲戒委員会を設置しています。
- 5)不正行為の早期発見と是正の実効性を確保するために、従業員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全従業員への周知を徹底しています。
- 6)内部監査部門において、OKIグループを対象とした業務監査および財務報告に係る内部統制の評価を実施し、業務の有効性および効率性ならびに財務報告の信頼性を確保しています。

②リスク管理に関する取り組みの状況

- 1) リスクマネジメント規程に基づき、社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの顕在化を防ぐための施策およびリスクの発生に備えた体制を構築しています。
- 2) OKIグループのリスク管理においては、全体を網羅すべくグループ内に存在するリスクを分類してリスク分野として定め、その分野を担当するリスク分野責任部門は担当分野において発生する事象等に関して各部門・子会社に対して支援、指導、助言等を行います。また、リスク分野責任部門は、当該分野でOKIグループに共通して存在し重点的に管理する必要があるリスクについて、リスク主管部門と連携して対応しています。
- 3) リスクが顕在化した場合、発生部門は当該リスクに対して必要な措置を取るとともに、「OKIグループ緊急連絡体制」に則って速やかに危機情報をリスク管理委員会事務局へ報告しています。リスク管理委員会事務局は危機情報を一元管理するとともに、当該危機の重大性および緊急性に基づき速やかに対応体制および責任者を決定し、必要な措置を取らせるとともに発生部門の支援をしています。

③子会社管理に関する取り組みの状況

- 1) 関係会社管理規程において定められている各子会社の経営所管部門担当役員が権限規程等に定める権限と責任を持って、所管する子会社のミッションを明確にし、必要な支援・指導を行っています。子会社の筆頭役員については当社社長執行役員が任免を決裁し、その他の役員の任免は経営所管部門担当役員が決裁しています。
- 2) 経営所管部門長は事業施策を立案・実行するにあたり支援・指導・定期的モニタリングを行い、会社業績評価を実施しており、子会社の株主総会や取締役会の運用状況、子会社取締役のコンプライアンス遵守についてもモニタリングしています。なお、必要に応じて特定の事業の管理を実施する事業所管部門を設置しています。
- 3) 子会社経理部門には必要な知識と経験を持った従業員を配置し、関連諸法令に基づき財務報告に係る内部統制システムを整備し、その維持・改善に努めています。
- 4) 子会社の取締役、監査役に対し、法令・ルール・倫理に係る違反・不正・不祥事・事故、リスク管理不良による損失の未然防止を図るために、子会社役員の責任と義務、コンプライアンス、内部統制などについての研修を定期的に行っています。

④ 監査役の監査の適切性確保に関する取り組みの状況

- 1) 監査役の職務を補助するために執行から独立したスタッフを1名配置しています。また、常勤監査役は取締役会に加えて経営会議への出席、および決裁稟議書の閲覧により、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しています。
- 2) 監査役は、内部通報規程に基づき内部通報を受けるとともに、その運用状況について密に報告を受けています。
- 3) 監査役は、取締役会において内部統制システムの構築状況・運用状況について報告を受けているほか、取締役、執行役員、部門長、子会社の代表者との意見交換を実施し、その過程において内部統制システムの整備および運用の確認を行っています。
- 4) 監査役は、内部監査部門の実施する往査および監査結果報告会に参加して内部監査部門との協議・意見交換を行い、監査結果を監査役監査に活用しています。
- 5) 監査役は、会計監査人との会合や意見交換、会計監査人の往査等への立ち会いなどにより、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。

(注) 金額単位の表示

本事業報告の数値は下記のように表示しています。

- ① 百万円単位：単位未満切捨て
- ② 億円単位：単位未満四捨五入

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	244,558	流動負債	171,755
現金及び預金	35,897	支払手形及び買掛金	60,746
受取手形、売掛金及び契約資産	130,233	短期借入金	40,787
製品	17,073	未払金	23,597
仕掛品	15,342	その他	46,624
原材料及び貯蔵品	26,541	固定負債	93,040
その他	19,481	長期借入金	53,230
貸倒引当金	△11	繰延税金負債	10,986
固定資産	200,653	退職給付に係る負債	19,109
有形固定資産	56,144	その他	9,713
建物及び構築物	24,538	負債合計	264,796
機械装置及び運搬具	5,714	純資産の部	
工具、器具及び備品	9,157	株主資本	163,325
土地	13,938	資本金	44,000
建設仮勘定	2,795	資本剰余金	18,919
無形固定資産	16,079	利益剰余金	101,069
投資その他の資産	128,429	自己株式	△663
投資有価証券	50,740	その他の包括利益累計額	16,991
退職給付に係る資産	47,275	その他有価証券評価差額金	12,629
その他	45,535	繰延ヘッジ損益	137
貸倒引当金	△15,121	為替換算調整勘定	△8,027
		退職給付に係る調整累計額	12,251
		新株予約権	13
		非支配株主持分	85
資産合計	445,211	純資産合計	180,415
		負債純資産合計	445,211

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		421,635
売上原価		316,476
売上総利益		105,158
販売費及び一般管理費		86,313
営業利益		18,844
営業外収益		
受取利息	945	
受取配当金	1,524	
為替差益	1,494	
雑収入	2,444	
		6,409
営業外費用		
支払利息	1,960	
雑支出	2,518	
		4,478
経常利益		20,774
特別利益		
投資有価証券売却益	4,343	
事業譲渡益	5,122	
		9,465
特別損失		
固定資産処分損	2,387	
特別退職金	987	
		3,374
税金等調整前当期純利益		26,866
法人税、住民税及び事業税	4,928	
法人税等調整額	416	
		5,345
当期純利益		21,520
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		21,510

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	44,000	18,940	83,501	△713	145,728
当期変動額					
剰余金の配当			△3,901		△3,901
親会社株主に帰属する当期純利益			21,510		21,510
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△20		51	31
連結範囲の変動			△41		△41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△20	17,567	49	17,596
当期末残高	44,000	18,919	101,069	△663	163,325

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,769	△126	△7,301	△448	△105	44	78	145,745
当期変動額								
剰余金の配当								△3,901
親会社株主に帰属する当期純利益								21,510
自己株式の取得								△2
自己株式の処分								31
連結範囲の変動								△41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,859	263	△726	12,700	17,097	△31	6	17,072
当期変動額合計	4,859	263	△726	12,700	17,097	△31	6	34,669
当期末残高	12,629	137	△8,027	12,251	16,991	13	85	180,415

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 ……………51社
 主要な連結子会社の名称 ……………OKIクロステック（株）、OKIサーキットテクノロジー（株）、（株）OKIソフトウェア、OKI EUROPE LTD.
- (2) 連結の範囲の変更 ……………（株）OKIトラステックは連結子会社であるOKIサーキットテクノロジー（株）との吸収合併により、（株）アダチ・プロテクノ及びOKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.は事業譲渡（株式譲渡）により、日沖情報(大連)有限公司及び沖電気軟件技術(江蘇)有限公司は持分譲渡により、OKI PRECISION (THAILAND) CO.,LTD.は清算により、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 ……………1社
 主要な会社等の名称 ……………（株）フォース
- (2) 持分法を適用しない関連会社の名称 ……………FPT OKI 大連 有限公司他1社
 (持分法を適用しなかった理由) ……………当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

当社及び国内連結子会社は、保有目的等の区分に応じて、それぞれ以下のとおり評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

当社及び国内連結子会社はそれぞれ以下のとおり評価しております。海外連結子会社は主として低価法を採用しております。

製品……………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……………主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ③ デリバティブ……………時価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用し、海外連結子会社は、主として定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。
なお、市場販売目的のソフトウェアは見込販売有効期間（3年）における見込販売数量に基づく償却方法を、また、自社利用のソフトウェアは見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。
海外連結子会社は、主として定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。海外連結子会社は、主として特定の債権について、その回収可能性を検討して計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 製品の販売
パブリックソリューション事業、エンタープライズソリューション事業、コンポーネントプロダクツ事業及びEMS事業における製品の販売については、顧客との契約等に基づき、顧客側で製品の検収が行われる場合には顧客の検収完了時点、検収が行われない場合には製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に支配が移転し履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。
取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。
- ② 役務の提供
パブリックソリューション事業、エンタープライズソリューション事業、コンポーネントプロダクツ事業及びEMS事業における役務の提供については、役務の提供に応じて収益を認識しておりますが、定期保守契約のように契約期間にわたり役務を提供する場合には、経過期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。
なお、主としてパブリックソリューション事業及びエンタープライズソリューション事業における請負製造や社会インフラ系の工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。
取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建債権債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。また、変動金利支払いの長期借入金について将来の取引市場での金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を利用しております。

③ ヘッジ方針

相場変動リスクにさらされている債権債務に係るリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用することとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれの相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11～12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

② グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 係争中の債権に係る回収可能性の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資その他の資産のその他	19,164百万円
貸倒引当金	△5,130百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 概要

当社の中国における連結子会社である沖電気金融設備（深セン）有限公司（以下、「OBSZ」）は、深セン市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業」）に対して未回収となっている売上債権1,115,463千人民元（当連結会計年度末での円換算額25,789百万円）及び損害賠償金の支払を求め、2015年10月10日に仲裁手続（以下、「A事件」）を華南国際経済貿易仲裁委員会に申し立てを行いました。さらにOBSZは怡化実業の親会社である深セン怡化電腦股份有限公司（以下、「怡化電腦」）等を被告とし、上記債権の支払いを滞留している怡化実業に対する連帯弁済責任を求めた法人格混同訴訟を広東省高級人民法院へ提訴（以下、「B事件」）し、資産保全を申請しました。

その後、A事件に関して、2020年12月16日に華南国際経済貿易仲裁委員会より怡化実業はOBSZへ未払の商品代金1,096,866千人民元（当連結会計年度末での円換算額25,359百万円）の他、遅延利息及び弁護士費用等を支払うべき旨の裁定が下り、仲裁は確定しております。さらに、B事件に関して、2021年12月23日に広東省高級人民法院より、怡化電腦等は怡化実業のOBSZへの支払い義務に対し連帯弁済責任を負う旨の判決が下りました。これを受けて、怡化電腦等は2022年1月5日に最高人民法院に対してB事件の上訴をしましたが、2023年6月1日に最高人民法院より、広東省高級人民法院（原審）の判決を支持し怡化電腦等の上訴を棄却する判決が下りました。

怡化実業がA事件の裁定内容を履行するまでに相当程度の期間が見込まれることから、OBSZは上記の訴訟の状況を勘案し、資産保全されている不動産（以下、「保全不動産」）を含む怡化電腦等が保有する資産（以下、「怡化電腦等の保有資産」）への強制執行等の顛末及び保全不動産の公正価値を考慮して将来キャッシュ・フロー及び今後の回収期間を見直しております。これらの影響により、当連結会計年度において貸倒引当金繰入額257百万円を販売費及び一般管理費として、受取利息750百万円を営業外収益として処理しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法と算出に用いた主要な仮定

OBSZは、未回収となっている売上債権を基に、回収までに要すると見積もった期間での割引計算（以下、「割引計算」）により投資その他の資産のその他を828,920千人民元（当連結会計年度末での円換算額19,164百万円）計上し、保全不動産の売却、賃貸による回収など複数のシナリオを考慮の上、偏りのない確率加重を反映する方法で回収可能と判断したキャッシュ・フローに基づく割引計算で、回収不能と見積もった221,907千人民元（当連結会計年度末での円換算額5,130百万円）を貸倒引当金に計上しております。なお、保全不動産の公正価値の測定には、主として不動産鑑定士から入手した不動産鑑定評価額を用いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

怡化電腦等の保有資産への強制執行等の顛末及び保全不動産の公正価値変動により、回収不能と見積もっている金額及び回収までに要すると見積もった期間が著しく変動する可能性があります。

2. 収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、一定の期間にわたり充足される履行義務に関する収益のうち、見積総原価に対する実際原価の割合で算出した進捗度に基づいて計上された収益（期末までに完工済みの工事案件に係るものを含む）の総額は、102,455百万円であります。このうち、期末に進行中の工事案件に関して当連結会計年度に計上した金額は57,530百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法と算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法として、見積総原価に対する実際原価の割合で算出するインプット法を採用しております。

なお、見積総原価は工事監理者や経営者の判断により信頼性のある金額を見積もっております。例えば、顧客の要望に基づく作業内容の変更に関する情報を十分かつ詳細に収集したうえで積み上げた実行予算を適時かつ適切に見直しております。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループが行う請負製造や社会インフラ系の工事では、顧客の指図に基づき設計されるため個性が強いことから、顧客要望による作業内容の変更やソフトウェアの製造過程における予期しない不具合等の発生により、製造に必要な工数が大幅に増加する可能性があります。一方で、自社努力により将来発生する原価が低減される場合もあります。

これらの影響等により見積総原価が変動した場合には、進捗度の変動に伴って売上高が変動する可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	19,158百万円
(うち、当社通算グループに係るもの)	18,950百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法と算出に用いた主要な仮定

当社グループでは、将来減算一時差異及び繰越欠損金の一部が将来の課税所得の見積りに対して利用できない可能性を考慮して、繰延税金資産の回収可能性の評価をしております。

当社グループのうち、グループ通算制度を適用している当社及び国内連結子会社（以下、「通算グループ」）の繰延税金資産について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2022年10月28日）に基づき企業分類の判定を行い、当該企業分類に応じた将来の合理的な見積可能期間以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額や一時差異等のスケジュールリングの結果に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果が見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

上記企業分類の当連結会計年度末における検討に際して、通算グループでは、中期経営計画、過去における中期経営計画の達成状況、並びに過去及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案した結果、将来の複数年において一時差異等加減算前課税所得が生じることが合理的な根拠をもって見込まれることから、当該繰延税金資産に回収可能性があると判断しております。その結果、通算グループで当連結会計年度において18,950百万円の繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）を計上しております。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは、翌期の事業計画を基礎として作成しております。これらの計画では、主要な仮定として、過去の実績及び現状の経営環境を考慮した経営戦略に基づく将来の売上高や各費用等を見込んでおります。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、経営者により合理的と判断しております。ただし、経営環境の著しい変化等により、将来の課税所得の結果が見積りと異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 借入金の担保に供している資産

投資有価証券	6,723百万円
上記担保に係る債務	
短期借入金	1,500百万円

2. 有形固定資産減価償却累計額 143,386百万円

3. 保証債務

従業員の借入に対する債務保証	11百万円
----------------	-------

4. 偶発債務

当社の連結子会社であるOKI INDIA PRIVATE LIMITED（以下、OKI India）は、インドの関税当局からの359百万インドルピー（当連結会計年度末での円換算額615百万円）の基本関税の支払要求に関して、2024年12月27日にOKI Indiaの異議申し立てを却下する旨の通知を受領しました。OKI Indiaは、当局からの支払要求に承服しかねるため、裁判所に異議申し立て書を提出しております。

なお、現時点で損失の発生の可能性及び金額を合理的に見積ることは困難であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項
 普通株式 87,217千株

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,901	45.00	2025年 3月31日	2025年 6月26日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

付議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,638	65.00	2026年 3月31日	2026年 6月25日

3. 新株予約権の目的となる株式の数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的と なる株式の数(株)
当社	2016年度新株予約権 (2016年8月16日発行)	普通株式	2,700
	2017年度新株予約権 (2017年8月15日発行)	普通株式	2,700
	2018年度新株予約権 (2018年8月14日発行)	普通株式	2,700
	2019年度新株予約権 (2019年8月14日発行)	普通株式	2,700
	2020年度新株予約権 (2020年8月18日発行)	普通株式	5,900

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期的な預金や安全性の高い有価証券を基本としております。また、資金調達については金融機関からの借入及び社債等により調達する方針であります。なお、デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、各社の売掛債権管理規程等に従い取引先の信用調査等を行い管理しており、営業債権の確実な回収に努めております。

借入金については、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は運転資金及び設備投資等に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）にてヘッジをしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップにおけるヘッジの有効性の評価方法については、特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については社内規程に従って行っております。

資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性の維持を図ることで管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （* 1）	時価（* 1）	差額
(1) 投資有価証券（* 3）	33,182	33,192	9
(2) 長期借入金（* 4）	(74,773)	(75,056)	(283)
(3) デリバティブ取引（* 5）	9	9	—

（* 1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（* 2）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（* 3）市場価格のない株式等（非上場株式、連結貸借対照表計上額16,855百万円）及び投資事業組合への出資金（連結貸借対照表計上額701百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。

（* 4）連結貸借対照表上、「短期借入金」として表示されている1年内に返済予定の長期借入金（21,543百万円）は、本表においては、「長期借入金」として表示しております。

（* 5）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	33,179	—	—	33,179
デリバティブ取引 ※	—	9	—	9

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、（ ）で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
ゴルフ会員権	－	13	－	13
長期借入金	－	75,056	－	75,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、ゴルフ会員権は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、ゴルフ会員権については、活発でない市場における同一資産の市場価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による一部の長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。長期借入金の時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	パブリック ソリューション	エンタープラ イズソリュー ション	コンポーネ ントプロダ クツ	EMS	計		
<売上高の内訳>							
顧客との契約から生 じる収益	139,711	148,717	68,145	62,732	419,307	462	419,769
その他の収益	－	1,855	9	－	1,865	－	1,865
売上高合計	139,711	150,573	68,155	62,732	421,173	462	421,635
<地理的市場>							
顧客との契約から生 じる収益							
日本	136,283	140,531	40,742	54,801	372,358	462	372,820
欧州	100	297	17,116	1,110	18,625	－	18,625
アジア	3,326	7,888	5,519	5,297	22,032	－	22,032
北米	－	－	3,522	1,476	4,999	－	4,999
その他	－	－	1,244	46	1,291	－	1,291
その他の収益							
日本	－	1,855	9	－	1,865	－	1,865
<収益認識の時期>							
顧客との契約から生 じる収益							
一時点で認識され る収益	38,363	36,890	63,014	59,804	198,072	174	198,246
一定の期間にわた り認識される収益	101,347	111,827	5,131	2,928	221,234	287	221,522

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、主に用役提供を行うとともに、将来事業創出に向けた活動も推進しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
顧客との契約から生じた債権	80,923	98,956
内、受取手形	5,222	4,984
内、売掛金	75,700	93,972
契約資産	30,931	31,047
契約負債	6,852	8,679

(注1) 契約資産は、主として請負製造や各種工事の進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として認識しており、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えております。契約負債は、主として一定の期間にわたり収益を認識する役務提供契約に基づいて顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(注2) 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は3,507百万円であります。なお、過去の期間に充足した（又は部分的に充足した）履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(注3) 連結計算書類上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に基づく残存履行義務については注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末時点で未充足の残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	54,483
1年超3年以内	29,582
3年超	3,038
合計	87,105

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,078円68銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 247円99銭 |

その他の注記（企業結合等に関する注記）

1. 事業分離

当社は、株式会社リコー（以下、リコー社）と東芝テック株式会社（以下、東芝テック社）が2024年7月1日に組成した複合機等の開発・生産を担う合弁会社エトリア株式会社（以下、ETRIA社）への参画に向け、当社、リコー社、ETRIA社の3社間で、2025年10月1日を効力発生日として、会社分割等によりプリンターの開発・生産に関する事業を統合（以下、本事業統合）するに当たっての諸条件を定めた契約及び、本事業統合に係る株主間契約を当社、リコー社、東芝テック社の3社間で締結することを2025年2月13日開催の取締役会で決議し、同日付で両契約を締結しております。

当社は、2025年5月22日付でETRIA社と締結した吸収分割契約に基づき、2025年10月1日付で当社グループのプリンターの開発・生産に関する事業をETRIA社に承継いたしました。なお、当社は、当該吸収分割の対価としてETRIA社の株式の交付を受けております。

(1) 事業分離の概要

- ① 分離先企業の名称
エトリア株式会社
- ② 分離した事業の内容
プリンターの開発・生産に関する事業
- ③ 事業分離を行った主な理由

当社は、「進取の精神」をもって、情報社会の発展に寄与する商品を提供し、世界の人々の快適で豊かな生活の実現に貢献することを企業理念としております。「社会の大丈夫をつくっていく。」企業として、「安心・便利な社会インフラ」「働きがいと生産性向上」「地球環境の保全」の3つの貢献分野で社会課題の解決につながる価値を提供しております。今回、ETRIA社への参画を通じ、当社のLEDプリントヘッド技術を始めとした技術の融合を促進し、エンジン開発力の強化を図ることで商品競争力の向上につなげます。同時に、エンジンやキーパーツの共通化や生産調達の効率化により収益を拡大し、環境変化へ柔軟に対応可能なレジリエントな生産体制の構築を目指します。また、新規事業創出においては、ETRIA社に参画する各社の得意領域を掛け合わせ、当社単独では成し得えなかったイノベーションの創出が可能になると期待しております。より一層、お客様に安定した付加価値の高い商品の提供を目指してまいります。

- ④ 事業分離日
2025年10月1日
- ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
当社を吸収分割会社、分離先企業を吸収分割承継会社とする吸収分割方式

(2) 実施した会計処理の概要

- ① 移転損益の金額
事業譲渡益 5,122百万円
- ② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
流動資産 9,748百万円
固定資産 3,740
資産合計 13,488
流動負債 6,795
固定負債 1,452
負債合計 8,248

③ 会計処理

移転したプリンターの開発・生産に関する事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

コンポーネントプロダクツ

(4) 連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	－百万円
営業損失	1,407

2. 逆取得による企業結合

当社は、株式会社日立製作所（以下、日立製作所）との間において、2026年10月1日または別途定める日を効力発生日として、会社分割等によりA T Mを含む自動化機器事業を統合（以下、本事業統合）するに当たっての諸条件を定めた経営統合契約（以下、本統合契約）及び本事業統合に係る株主間契約を締結することを、2026年3月26日開催の取締役会で決議し、同日付で両契約を締結いたしました。

両社は本統合契約に基づき、両社を株主とするA T Mを含む自動化機器の開発・生産を担う合弁会社を組成することを旨とし、当社は会社分割等の手続きを進めます。

また、当社は本事業統合に伴い、本統合契約に規定される吸収分割の方法によるA T Mを含む自動化機器の開発・生産を担う事業の承継及び組成する合弁会社の株式一部取得により、日立製作所の連結子会社で合弁会社組成の母体となる日立チャンネルソリューションズ株式会社（以下、日立チャンネルソリューションズまたは本合弁会社）株式の60%を当社に承継させ、当社の連結子会社とする予定です。

（企業結合の概要）

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業 日立チャンネルソリューションズ株式会社

事業の内容 A T M等の情報機器他の企画、開発、設計、製造、販売、サービス

② 企業結合を行う主な理由

キャッシュレス決済の普及や少子高齢化といった社会構造の変化を背景に、金融機関ではA T Mや店舗の在り方を見直すとともに、業務の非対面化が加速しています。これに伴い、A T Mも従来の現金取引だけでなく、QRコード決済との連携等カードレスの取引や、各種公共料金の支払い等、その役割が大きく変化し、A T Mの機能の高度化が求められる変革期を迎えています。

当社は、1982年の紙幣還流型A T Mの開発以降、金融、流通、運輸等幅広い分野で自動機事業を展開し、現金や帳票等を扱う業務の効率化とサービス向上に貢献してきました。設計・開発・製造から設置工事・保守、運用・監視サービス(フルアウトソーシング)までを当社グループで一貫して担う体制を強みに、ワンストップで高付加価値なソリューションを提供しています。2025年9月には海外生産拠点OKI VIET NAM CO., LTD.で生産能力を従来比約2倍に拡大し、安定供給体制を強化しました。

日立製作所及び日立チャンネルソリューションズは、これまでA T M等リアルな領域でのサービスの高度化を進めるとともに、日立チャンネルソリューションズの有する技術力・開発力を生かし、金融機関の「非対面化」や「セルフ化」といった新しい顧客接点の実現等、店舗改革やデジタルトランスフォーメーション(DX)に向けた取り組みを支援してきました。さらに、A T Mで培ったコア技術を生かして、グローバルにA T M事業を拡大するとともに、金融以外の新規分野にも製品・サービスの展開を進めてきました。

このような市場の変革期において、3社は当社と日立チャンネルソリューションズの強みを融合させることが、お客さまと社会にとって不可欠であるとの認識で一致しました。引き続き重要な社会インフラであるA T Mを継続的に安定供給していくという社会的責任を果たすと同時に、グローバル市場での成長をめざす共通の戦略目標のもと、このたびの合弁会社の組成に向けた契約締結に至りました。

- ③ 企業結合日
2026年10月1日（予定）
- ④ 企業結合の法的形式
当社対象事業を日立チャネルソリューションズに承継させるため吸収分割を実施し、さらに日立製作所が本合併会社株式の一部を当社に譲渡する方式
- ⑤ 取得する議決権比率
取得する議決権比率 60.00%
- ⑥ 取得企業を決定するに至る主な根拠
本会社分割は、当社を分割会社とし、本合併会社を承継会社とするものでありますが、本合併会社が当社の子会社となることから、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、当社を取得企業とし、本合併会社を被取得企業とする「逆取得」による取得になります。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		21,562
受取手形		1,907
売掛金		71,601
契約資産		24,486
リース投資資産		3,218
製品		11,579
仕掛品		10,377
原材料及び貯蔵品		15,318
前渡金		276
前払費用		6,492
短期貸付金		12,169
未収入金		5,347
その他		2,079
貸倒引当金		△11
流動資産合計		186,407
固定資産		
有形固定資産		
建物	43,551	
減価償却累計額	△30,637	12,914
構築物	2,505	
減価償却累計額	△1,838	666
機械及び装置	14,276	
減価償却累計額	△11,729	2,547
船舶	192	
減価償却累計額	△137	55
車両運搬具	83	
減価償却累計額	△73	9
工具、器具及び備品	42,418	
減価償却累計額	△35,222	7,196
土地		8,722
建設仮勘定		665
有形固定資産合計		32,776
無形固定資産		
施設利用権		30
ソフトウェア		14,149
無形固定資産合計		14,179
投資その他の資産		
投資有価証券		48,133
関係会社株式		26,921
出資金		6
関係会社出資金		803
関係会社長期貸付金		22,917
破産更生債権等		23
長期前払費用		8,270
前払年金費用		23,636
敷金及び保証金		2,844
その他		277
貸倒引当金		△7,950
投資その他の資産合計		125,884
固定資産合計		172,841
資産合計		359,249

科目	金額	
負債の部		
流動負債		
支払手形		3,396
買掛金		43,649
短期借入金		19,244
1年内返済予定の長期借入金		21,543
リース債務		1,297
未払金		21,649
未払費用		8,668
未払法人税等		2,280
契約負債		6,613
預り金		17,768
前受収益		25
製品保証引当金		1,101
役員賞与引当金		108
工事損失引当金		1,713
偶発損失引当金		1,555
株式給付引当金		753
その他		337
流動負債合計		151,707
固定負債		
長期借入金		53,230
リース債務		2,577
繰延税金負債		8,082
退職給付引当金		8,887
製品保証引当金		313
関係会社事業損失引当金		724
資産除去債務		1,395
その他		1,328
固定負債合計		76,540
負債合計		228,248
純資産の部		
株主資本		
資本金		44,000
資本剰余金		21,401
資本準備金		15,000
その他資本剰余金		6,401
利益剰余金		54,077
その他利益剰余金		54,077
繰越利益剰余金		54,077
自己株式		△655
株主資本合計		118,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		12,026
繰延ヘッジ損益		137
評価・換算差額等合計		12,164
新株予約権		13
純資産合計		131,000
負債純資産合計		359,249

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		289,575
売上原価		229,176
売上総利益		60,399
販売費及び一般管理費		56,654
営業利益		3,745
営業外収益		
受取利息	668	
受取配当金	9,491	
雑収入	1,836	11,995
営業外費用		
支払利息	1,932	
シンジケートローン手数料	340	
貸倒引当金繰入額	422	
雑支出	430	3,126
経常利益		12,614
特別利益		
投資有価証券売却益	4,258	
関係会社出資金売却益	61	
事業譲渡益	4,490	8,809
特別損失		
固定資産処分損	2,055	
減損損失	422	
投資有価証券売却損	16	
関係会社株式評価損	614	
関係会社出資金売却損	12	
関係会社出資金評価損	524	3,646
税引前当期純利益		17,777
法人税、住民税及び事業税	761	
法人税等調整額	△507	254
当期純利益		17,522

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	44,000	15,000	6,422	21,422	40,456	40,456	△705	105,173
当期変動額								
剰余金の配当					△3,901	△3,901		△3,901
当期純利益					17,522	17,522		17,522
自己株式の取得							△2	△2
自己株式の処分			△20	△20			51	31
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	－	－	△20	△20	13,620	13,620	49	13,649
当期末残高	44,000	15,000	6,401	21,401	54,077	54,077	△655	118,823

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	7,324	△126	7,198	44	112,416
当期変動額					
剰余金の配当					△3,901
当期純利益					17,522
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					31
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	4,701	263	4,965	△31	4,934
当期変動額合計	4,701	263	4,965	△31	18,583
当期末残高	12,026	137	12,164	13	131,000

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
 - デリバティブ……………時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品……………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 仕掛品……………主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法
 - 但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 市場販売目的のソフトウェア……………見込販売有効期間（3年）における見込販売数量に基づく償却方法
 - 自社利用のソフトウェア……………見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法
 - その他……………定額法
 - リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - 取引に係るリース資産

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金

製品販売後に発生する無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき、又は個別の見積により、将来発生すると見込まれる金額を計上しております。

役員賞与引当金

役員（執行役員を含む、以下同じ）に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

工事損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

偶発損失引当金

将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した損失負担見込額を計上しております。

株式給付引当金

業績連動型株式報酬制度に基づく役員への株式報酬の支給に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 製品の販売

製品の販売については、顧客との契約等に基づき、顧客側で製品の検収が行われる場合には顧客の検収完了時点、検収が行われない場合には製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に支配が移転し履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 役務の提供

役務の提供については、役務の提供に応じて収益を認識しておりますが、定期保守契約のように契約期間にわたり役務を提供する場合には、経過期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。

なお、請負製造や社会インフラ系の工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建債権債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。また、変動金利支払いの長期借入金について将来の取引市場での金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を利用しております。

(3) ヘッジ方針

相場変動リスクにさらされている債権債務に係るリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用することとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれの相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 連結子会社向け債権に係る回収可能性の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金	22,917百万円
貸倒引当金	△7,861百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 概要

当社は、中国での部材調達・物流管理を主な事業とする連結子会社OKI HONG KONG LTD.（以下、「OHL」）に対して、当事業年度末において112,000千米ドル及び216,500千人民元（当事業年度末での円換算額22,917百万円）の貸付を行っており、関係会社長期貸付金に含めて表示しております。また、OHLは沖電気実業（深セン）有限公司（以下、「OSZ」）に対する売上債権を保有しており、OSZは沖電気金融設備（深セン）有限公司（以下、「OBSZ」）に対する売上債権を保有しております。

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 1. 係争中の債権に係る回収可能性の見積り」に記載の通り、OBSZにおいて深圳市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業」）に対する売上債権が未回収となっているため、OBSZからOSZへ、OSZからOHLへの支払も連動して同規模の金額が滞留しております。したがって、OHLはこのような滞留状況を鑑み、OBSZにおける怡化実業向け売上債権に対する会計処理に連動して、OSZ向け売上債権に対して貸倒引当金を計上しております。その結果、OHLでは当事業年度末において債務超過の状態となっており、当社からの貸付金の弁済に重大な問題が生じております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社は、OHLに対する貸付金を貸倒懸念債権として分類しており、OHLの部材調達・物流管理事業における活動状況、経営状態及び支払能力を総合的に判断した結果、債務超過額を基礎として回収不能見積額を貸倒引当金として計上しております。当事業年度末においては、49,153千米ドル（当事業年度末での円換算額7,861百万円）を計上しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

OHLの債務超過額は、OBSZにおける怡化実業向け売上債権に対する会計処理に連動して変動するため、OBSZの訴訟状況に応じて、回収不能見積額が著しく変動する可能性があります。

2. 収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、一定の期間にわたり充足される履行義務に関する収益のうち、見積総原価に対する実際原価の割合で算出した進捗度に基づいて計上された収益（期末までに完工済みの工事案件に係るものを含む）の総額は、71,875百万円であります。このうち、期末に進行中の工事案件に関して当事業年度に計上した金額は50,596百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「会計上の見積りに関する注記 2. 収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り」の内容と同一であります。

3. 繰延税金資産の回収可能性の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 9,245百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「会計上の見積りに関する注記 3. 繰延税金資産の回収可能性の見積り」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券 6,723百万円

上記担保に係る債務

短期借入金 1,500百万円

2. 保証債務等

当社は次のとおり従業員及び関係会社に対し銀行借入金他の債務保証を行っております。

OKI INDIA PRIVATE LIMITED 1,271百万円
(743,624千インドルピー)

OKIサーキットテクノロジー (株) 941百万円

OKIクロステック (株) 601百万円

その他2件 260百万円

合 計 3,075百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 25,408百万円

長期金銭債権 1,103百万円

短期金銭債務 30,425百万円

長期金銭債務 67百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 34,569百万円

仕入高 62,861百万円

営業取引以外の取引高 11,137百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 471千株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

関係会社株式評価損	10,338百万円
繰越欠損金	5,840百万円
退職給付引当金	3,994百万円
連結間譲渡損失調整	3,518百万円
貸倒引当金	2,509百万円
棚卸資産評価損	1,972百万円
未払賞与	1,518百万円
減価償却超過額	880百万円
減損損失	620百万円
工事損失引当金	540百万円
偶発損失引当金	490百万円
その他	3,211百万円
繰延税金資産小計	35,430百万円
評価性引当額	△26,185百万円
繰延税金資産合計	9,245百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△6,407百万円
その他有価証券評価差額金	△5,468百万円
投資有価証券評価益	△3,464百万円
退職給付信託設定益	△1,769百万円
その他	△220百万円
繰延税金負債合計	△17,328百万円

繰延税金資産の純額 △8,082百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	OKIクロステック (株)	東京都中央区	2,001 百万円	電気・電気通信・消防施設他設備工事・設計・施工・保守及び情報通信機器・システム保守・運用・技術サポート、関連する機器・サプライ商品の販売	(直接) 100%	製品の供給等 役務の購入	資金の預り	-	預り金	4,569
子会社	OKIサーキットテクノロジー (株)	山形県鶴岡市	480 百万円	プリント配線板、電子装置及び電子部品の設計、製造、組立及び販売	(直接) 100%	製品、役務の購入 資金の貸付	資金の貸付	5,689	短期貸付金	3,233
子会社	(株) OKIソフトウェア	埼玉県蕨市	400 百万円	ソフトウェア/組込ソフトウェア開発・設計・製造・保守、システム構築サービス、ソリューションサービス、コンサルティング、アウトソーシング、情報機器販売	(直接) 100%	ソフトウェアの製作委託等	役務の購入	15,034	買掛金	4,466
子会社	OKIネクステック (株)	埼玉県所沢市	400 百万円	情報・通信機器、産業用電子機器、医療用電子機器及びその他電子機器並びに電子部品の開発、設計、製造、販売、保守	(直接) 100%	製品、役務の購入 資金の貸付	資金の貸付	7,505	短期貸付金	6,714
子会社	バンキングチャンネルソリューションズ (株)	東京都江東区	100 百万円	金融機関向け営業店システム等の開発・運用・保守の受託、販売	(直接) 100%	製品の供給等	資金の預り	-	預り金	3,644
子会社	OKI HONG KONG LTD.	香港	10,292 千円ドル	持株会社、資材調達	(直接) 100%	製品の購入 資金の貸付	資金の貸付	21,699	関係会社長期貸付金	22,917

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

(1) 役務の購入、製品の購入に関しては市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 資金の貸付における貸付利率については、市場金利を勘案して決定しておりますが、一部の子会社につきましては、当該子会社の財政状態を勘案して決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しております。

3. OKI HONG KONG LTD.への貸付金に対し、7,861百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において421百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,510円01銭
2. 1株当たり当期純利益金額	202円01銭

その他の注記（企業結合等に関する注記）

1. 事業分離

分離先企業の名称 エトリア株式会社

(1) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

事業譲渡益 4,490百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 1,338百万円

固定資産 3,907

資産合計 5,245

流動負債 215

固定負債 725

負債合計 940

(2) 損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 -百万円

営業損失 1,829

上記以外は連結注記表「その他の注記（企業結合等に関する注記） 1. 事業分離」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 逆取得による企業結合

被取得企業の名称 日立チャンネルソリューションズ株式会社

連結注記表「その他の注記（企業結合等に関する注記） 2. 逆取得による企業結合」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

沖電気工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊藤	剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新保	智巳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本	展枝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、沖電気工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

その他の注記（企業結合等に関する注記）2. 逆取得による企業結合に記載されているとおり、会社は、株式会社日立製作所との間において、2026年10月1日または別途定める日を効力発生日として、会社分割等によりA T Mを含む自動化機器事業を統合するに当たっての諸条件を定めた経営統合契約及び本事業統合に係る株主間契約を締結することを、2026年3月26日開催の取締役会で決議し、同日付で両契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

沖電気工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新保 智巳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩本 展枝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、沖電気工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

その他の注記（企業結合等に関する注記）2. 逆取得による企業結合に記載されているとおり、会社は、株式会社日立製作所との間において、2026年10月1日または別途定める日を効力発生日として、会社分割等によりATMを含む自動化機器事業を統合するに当たっての諸条件を定めた経営統合契約及び本事業統合に係る株主間契約を締結することを、2026年3月26日開催の取締役会で決議し、同日付で両契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人から受けております。
- 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

沖電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 布施雅嗣[Ⓔ]

常勤監査役 井上 肇[Ⓔ]

社外監査役 津田良洋[Ⓔ]

社外監査役 小田康之[Ⓔ]

社外監査役 新家 寛[Ⓔ]

株主インフォメーション

◆株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
剰余金の配当の基準日	3月31日（なお、中間配当を行うときの基準日は9月30日）
定時株主総会	6月
同総会の議決権の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式買取手数料	無料 なお、別途証券会社でのお手続き手数料がかかる場合があります。
公告方法	電子公告（ホームページアドレス https://www.oki.com/global/ja/ ） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行います。
株式上場	東京証券取引所プライム市場
証券コード	6703
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

◆株式事務のお問い合わせ先

お問い合わせ内容	証券会社等で株式を保有されている場合	証券会社等で株式を保有されていない場合 (特別口座の場合) ^{※1}
住所変更、株式配当金受取り方法の変更およびマイナンバーのお届出 ^{※2} などのお問い合わせ	お取引の証券会社	みずほ信託銀行 証券代行部 ホームページ https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く 9:00~17:00) 株主総会資料ウェブ化に関するお問い合わせ窓口 0120-524-324 (土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
未払配当金 ^{※3} 、その他当社株式関係書類についてのお問い合わせ	右記みずほ信託銀行	
株主総会資料の電子提供制度（書面交付請求）についてのお問い合わせ	お取引の証券会社または 右記みずほ信託銀行	

※1 株券電子化以前に株式会社証券保管振替機構に預託されていなかった株式は、みずほ信託銀行株式会社に開設した特別口座に記録されています。特別口座に記録された株式は単元未満株式の買取以外の売買はできません。株式の売買には、証券会社の口座への振替手続きが必要です。お手続きについては、上記「みずほ信託銀行」までお問い合わせください。

※2 株式等の税務関係のお手続きに関しては、マイナンバーのお届出が必要です。お届出が済んでいない場合は、上記お問い合わせ先へマイナンバーのお届出をお願いします。

※3 配当金のお支払期間は支払い開始から5年間となっておりますので、お早めにご請求ください。

※4 トラストラウンジではお取扱いできませんので、ご了承ください。

株主のみなさまへのお願い

- 会場での配慮が必要な方は、2026年6月16日（火）までに03-3501-3111大代表（土日祝日を除く8:30～17:15）または当社ウェブサイトIRに関するお問い合わせフォーム（<https://www.oki.com/cgi-bin/inquiryForm.cgi?p=153j>）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。なお、本総会会場内に車いす専用スペースを設けております。
- 今後、株主総会当日までの状況変化により、株主総会の運営その他に変更が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.oki.com/global/ja/>）にてお知らせいたします。適宜ご確認をお願いいたします。
- 後日、株主総会当日の様子の一部を当社ウェブサイト（<https://www.oki.com/global/ja/>）にてオンデマンド配信する予定です。配信映像は、ご出席株主さまのプライバシー保護や配信内容の適切性の観点から質疑応答部分など一部を編集する場合がございます。



株式事務のお問い合わせに関しましては、
みずほ信託銀行までお問い合わせください。

ホームページ▶ <https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html>
フリーダイヤル▶ 0120-288-324（土・日・祝日を除く 9:00～17:00）

株主総会 会場ご案内図

開催場所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階「プロビデンスホール」

交通のご案内

- 1** 都営地下鉄三田線
御成門駅（A1出口）— 徒歩1分
- 2** 都営地下鉄浅草線・大江戸線
大門駅（A6出口）— 徒歩7分
- 3** JR山手線・京浜東北線
東京モノレール
浜松町駅（北口）— 徒歩10分

会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。